

昭和三十一年三月三十一日
第三千三百三十一号

官報

号外

昭和三十年十二月十六日

○第二十三回衆議院會議録追録

〔第七号参照〕

昭和三十年度特別会計予算補正(特第2号)に関する報告書

一 本予算の要旨

本特別会計予算補正は、交付税及び譲与税配付金特別会計についての補正である。

地方財政の窮状に対処するため地方交付税の率の引上げを行わず、本年度限りの臨時措置として交付率の三割に相当する百八十八億円の財源手当をするものである。

本予算の内容は次の通りである。

1 歳入

イ 借入金 百六十億円

この財源は、国における一般経費の節約額、賠償費、公共事業費などの不用額をもつて措置することとし、これが借入金返済のためには年度内において一般会計予算の補正を行うことによつて本特別会計へ繰り入れることになつてゐる。

2 歳出

イ 臨時地方財政特別交付金 百六十億円

地方財政の窮状に対処するため、昭和三十年限りの措置として、地方交付税の配分方式に準じて地方公共団体に交付するものである。

二 本予算の可決理由

本予算補正に対して社会党提案として赤松勇君外十五名より編成替を求めるの動議が提出されたが、この組替案は、政策の基調および計数の基礎、見積り等、明年度以降の予算編成上、適切なものでないとして多数により否決された。

しかし、地方財政の赤字については、国および地方を通じて、抜本的な対策が必要であるが、本予算補正は昭和三十年度の地方財政の窮状に対処する臨時的措置として、おおむね妥当なものと認め、本予算は可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十年十二月十二日

予算委員長 三浦 一雄

衆議院議長益谷秀次殿

公職選挙法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 本法案の要旨及び目的

本法案は、中央選挙管理会の委員及び予備委員の構成に関する政党制限について、同一の政党その他の団体に属する者が、従来は、一名に限つて認められていたものを、二人まで認めるようにするものである。

二 議案の可決理由

本法案は、最近における政党の合同等の事情にかんがみ、適切妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

昭和三十年十二月九日

公職選挙法改正 加藤謙五郎
正に閣議決定 加藤謙五郎
衆議院議長益谷秀次殿

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 本法案の要旨及び目的

本法案は、最近における民間給与、生計費その他給与に関する諸条件、並びに人事院の国会及び内閣に対する昭和三十年七月十六日付勧告にかんがみ、国家公務員に對し、十二月に支給する期末手当の額を〇・二五五分増額して一月分とし、従前どおりの勤続手当〇・五五分をあわせて一・五五分にしよとするものであるが、本法案実施については、かなりの財源を必要とするので、昭和三十年における適用についてはその増額されることとなる部分に關し、各府の長が予算の範囲内で定める割合により支給しようとするものである。

二 議案の可決理由

最近における民間給与、生計費並びに財政事情等にかんがみ、本法案は妥當な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三 本法案施行に要する経費

本法案施行に要する費用は一般職の職員で概算十五億四千万円、特別職の職員で概算六億八千万円であるが、昭和三十年においては、経費の増減は、概算上、増減はない。

流用等により予算の範囲内で支給することとしている。

昭和三十年十二月九日

内閣委員長 山本 象吉
衆議院議長益谷秀次殿

万国著作権条約の批准について承認を求めるの件に関する報告書

一 本件の要旨及び目的

この条約は、ユネスコ主催の下に昭和二十七年八月から九月にかけてジュネーヴで開催され、わが国を含む国際会議において作成されたものであつて、わが国は昭和二十八年一月三日に署名を了してゐるものである。

この条約は、著作権の保護に關し、無方式主義を採用するベルヌ条約當事国と、方式主義を採用する米州条約當事国の両者間の橋渡しのための条約であり、わが国は、この条約の當事国となつてゐるに、すでに當事国となつてゐるベルヌ条約の當事国以外の諸國との間に著作権の保護關係が生ずることになるばかりではなく、特に、現行の日本著作権暫定取極(平和条約第十二条に基く内閣府と米州条約の交換公文)が失効する昭和三十一年四月二十八日以後における両國間の著作権關係を有利に規律しようとするものである。

なお、この条約は、その批准書をユネスコ事務局長に寄託した後三箇月で効力を生ずることになつてゐるので、日米間の暫定取極の失効する四月二十八日までわが国に對して効力を生ぜしめるため、一月二十八日まで批准書の寄託を了していなければならぬ事情がある。

よつて、政府は、本条約の批准について日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基き、国会の承認を求めることである。

二 本件の議決理由

わが国は、本条約の當事国となつてゐるに、すでにわが国が當事国となつてゐるベルヌ条約の當事国以外の諸國とも著作権の保護關係が生ずるばかりでなく、特に、昭和三十一年四月二十八日以後暫定取極の失効することになつてゐる日米間の著作権保護關係をわが国に有利に規律することができ、わが国の文化活動の一層の發展のために有意義である。よつて本条約を批准することは必要かつ適切であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十年十二月十二日

外務委員長 前尾繁三郎
衆議院議長益谷秀次殿

万国著作権条約の条件附の批准、受諾又は加入に関する同条約の第三附屬議定書の批准について承認を求めるの件に関する報告書

一 本件の要旨及び目的

本議定書は、万国著作権条約を補足するもので、同条約の批准、受諾又は加入のための文書を寄託することにより、他のいすれかの國の批准、受諾又は加入のための文書の寄託のときまで、同条約が効力を生じないことを認めることを内容とするものである。

よつて政府は、本議定書の批准について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基き、国会の承認を求めることである。

二 本件の議決理由

本議定書は、万国著作権条約の効力發生に一定の停止条件を附することを認めるものであるが、横渡し条約である同条約の性格から考へて妥當であると認められる。よつて本件は承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十年十二月十二日

外務委員長 前尾繁三郎
衆議院議長益谷秀次殿

無国籍者及び亡命者の著作物に
対する万国著作権条約の適用に
関する同条約の第一附屬議定書
の批准について承認を求めるの
件に関する報告書

一 本件の要旨及び目的
この議定書は、無国籍者及び亡
命者の著作物に對しても万国著
作権条約を適用しようとするこ
とを内容とするもので、同条約を補足
するものである。

二 本件の議決理由
無国籍者及び亡命者の著作物に
對しても万国著作権条約を適用し
ようとする本議定書の趣旨は、わ
が国内法の趣旨と一致するもので
あり、誠に妥當であると認められ
る。よつて本件は承認すべきもの
と議決した次第である。

右報告する。
昭和三十年十二月十二日
外務委員長 前尾繁三郎
衆議院議長益谷秀次殿

ある種の國際機關の著作物に對
する万国著作権條約の適用に關
する同條約の第二附屬議定書の
批准について承認を求めるの件
に関する報告書

一 本件の要旨及び目的
この議定書は、國際連合、專門
機關等の著作物を万国著作権條約
によつて保護しようとするもの
で、同條約を補足するものであ
る。

よつて政府は、本議定書の批准
について、日本國憲法第七十三條
第三号ただし書の規定に基き、國
会の承認を求めるというのであ
る。

二 本件の議決理由
本議定書は、万国著作権條約を
補足するもので、國際連合、專門
機關等の著作物を万国著作権條約
によつて保護しようとするものであ
る。

右報告する。
昭和三十年十二月十二日
外務委員長 前尾繁三郎
衆議院議長益谷秀次殿

〔第八号参照〕
昭和三十年年度の地方財政に關
する特別措置法案(内閣提出)に關
する報告書

一 議案の要旨及び目的
政府は、現下の地方財政の窮状
に對処し、本昭和三十年年度限
りの臨時措置として、地方交付税の率
三〇に相當する百八十八億円の財
源措置を行うことを決定し、これに
基いて、そのうち、國費において
一般經費の節約、公共事業の繰延
等によつてねん出を見込まれる財源
百六十億圓相當額を、臨時地方財
政特別交付金として地方交付税の
方式によつて地方団体に交付する
こととし、これに伴い、本年度分
の地方交付税の種類ごとの総額及
び普通交付税の算定に用いる単位
費用について特例を設けるため本
案を提出したものである。

1 昭和三十年年度の地方財政に關
する特別措置法案に對する附帶決
議案(別紙)に關する報告書
昭和三十年年度の地方財政に關
する特別措置法案に對する附帶決
議案(別紙)に關する報告書

2 本交付金は、その一部(七十
八億圓)を普通交付税の方式に
より、他の一部(八十二億圓)を
特別交付税の方式により配分す
ること。

3 右に伴い、本年度分の地方交
付税はその全額を普通交付税と
して配分するものとすること。
このためその算定の基準となる
單位費用につき所要の改訂を加え
本年度分の特例とすること。

なお、この百六十億圓は、差当
り「交付税及び譲与税配付金特別
會計」における借入金をもつて措
置し、年度内に一般會計予算の補
正を行つて前記の國庫財源をもつ
てこれを返納することになつてお
ける。

二 議案の可決理由
本案に關する措置は、財源措置と
しては不十分かつ不徹底のうら
みがあり、ことに事業繰延に伴う地
方起債の不用分を財源付与と見る
ことには、問題があると考えたの
であるが、國家財政の現状から考
へて当面の措置としてはやむを得
ないものとして、別紙のごとき附
帶決議を附して原案の通り可決す
べきものと議決した次第である。
なお、右附帶決議に對し自治庁
長官並びに大蔵大臣より、決議を
了承しその趣意に添うよう努力す
る旨の発言があつた。

右報告する。
昭和三十年十二月十二日
地方行政 大矢 省三
委員長
衆議院議長益谷秀次殿

〔別紙〕
昭和三十年年度の地方財政に關
する特別措置法案に對する附帶決
議案(別紙)に關する報告書

今回の地方財政に對する一八八億
圓の財源措置の中、地方起債引当分
一四億圓並びに地方公務員に對する
期末手当の財源ねん出不能分につ
いては、通常國會において必要な財政
上の調整措置を講ずべきである。
右決議する。

交付税及び譲与税配付金特別會
計法の一部を改正する法律案
(内閣提出)に關する報告書

一 議案の要旨及び目的
別案今國會に政府から提出され
た昭和三十年年度の地方財政に關
する特別措置法案により、地方財政
の赤字対策として本年度限りの臨
時措置として、総額百六十億圓の

臨時地方財政特別交付金を地方団
体に交付することとし、これに伴
うに、この臨時地方財政特別
交付金に關する経理を交付税及
び譲与税配付金特別會計におい
て行うこととし、この交付金に相
當する金額は予算で定めるところ
により一般會計から同會計に繰り
入れること、この交付金を支弁す
るに、この交付金を支弁するため
必要があるときは同會計の負担
において長期借入金をすることがで
きるものとしようとするものであ
る。

二 議案の可決理由
昭和三十年年度の臨時地方財政特
別交付金に關する措置に伴うもの
として、時宜に適應するものと認
め、本案は可決すべきものと議決
した次第である。

三 本案施行に要する經費
昭和三十年年度特別會計予算補正
(特第2号)に百六十億圓を計上し
てゐるが、なお、次の通常國會に
これに伴う一般會計の補正予算が
提出される予定である。
右報告する。
昭和三十年十二月十三日
大蔵委員長 松原喜之次
衆議院議長益谷秀次殿

食糧管理特別會計法の一部を改
正する法律案(内閣提出)に關す
る報告書

一 議案の要旨及び目的
食糧管理特別會計における食糧
証券、借入金及び一時借入金の限
度額は、現在二千六百億圓と定め
られてゐるが、本年産米の増収等
により借入金等のピーク時である
十二月末において借入金等の残額
は約三千四百億圓となることを予
想されるので、これに若干の余裕
を見込んでこの際右の発行限度を
九百億圓引き上げて三千五百億圓
に改正しようとするものである。

二 議案の可決理由
食糧管理特別會計の運営を円滑
にするための措置として時宜に適
するものと認め、本案は可決すべ
きものと議決した次第である。
右報告する。
昭和三十年十二月十三日
科学技術振興
與對策特別 有田 喜一
委員長
衆議院議長益谷秀次殿

三 本案施行に要する經費
政府では差当り現在の予算によ
る歳出権の範囲内で本特別會計の
運営に支障が起らないという見解
に立つており、次の通常國會にお
いて補正予算が提出される予定で
ある。
右報告する。
昭和三十年十二月十三日
大蔵委員長 松原喜之次
衆議院議長益谷秀次殿

〔第九号参照〕
総理府設置法の一部を改正する
法律案(内閣提出)に關する報告
書

一 議案の要旨及び目的
本案は、原子力の研究、開發及
び利用に關する行政の民主的な運
営を図るため、総理府に原子力委
員會が設けられるが、その決定を
尊重して原子力利用に關する行政
を総合的に推進する担当部局とし
て、同じく総理府に、新たに原子
力局を設けることとしこれに伴
い、総理府の任務につき所要の改
正を加へ、原子力局の所掌事務に
關する規定を設けようとするもの
である。

二 議案の可決理由
本案は、原子力利用に關する行
政を総合的に推進させるため、妥
當な措置と認め、原案の通り可決
すべきものと議決した次第であ
る。

三 本案施行に要する經費
本案施行の所要額は、約百六十
萬圓であるが、本年度の必要經費
については、關係各行政機關の予
算の移替を行ふものとする。
右報告する。
昭和三十年十二月十三日
科学技術振興
與對策特別 有田 喜一
委員長
衆議院議長益谷秀次殿

原子力委員会設置法案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的
本法案は、原子力の研究、開発及び利用を促進する目的をもつて、原子力利用に関する行政の民主的運営を図るため、強力な合議制による原子力委員会を総理府に設置しようとするものである。

二 議案の可決理由
本法案は、わが国における原子力の平和的利用の重大性にかんがみ、適切妥当なものと認め、別紙の通り附帯決議を附して原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費
本案施行に要する経費としては、庁費及び職員俸給等約四百七十四万四千円である。

右報告する。
昭和三十年十二月十三日
科学技術振興
興対策特別委員 喜一
衆議院議長益谷秀次殿
委員 喜一

〔別紙〕
原子力委員会設置法案に対する
衆議院議長益谷秀次殿
委員 喜一

原子力委員会設置法案第二條第三号の關係行政機關の原子力利用に関する經費には、大学學部における研究經費を含まないものとする

一 議案の要旨及び目的
本法案は、わが国の原子力の研究、開発及び利用を推進するため、その基本構想を示し、原子力行政の機構と開発及び管理の方式等をこの法案の趣意に基づいて将来におけるエネルギー資源を確保し、學術の進歩と、産業の振興とをこの趣意を目的とするものである。

二 議案の可決理由
わが国の原子力の研究、開発及び利用を推進するため適切であることを認め、本法案は、原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。
昭和三十年十二月十三日
科学技術振興
興対策特別委員 喜一
衆議院議長益谷秀次殿
委員 喜一

〔第十号参照〕
衆議院議長益谷秀次殿
委員 喜一

〔第十号参照〕
衆議院議長益谷秀次殿
委員 喜一

事業に、新たに都市計画事業及び土地区画整理事業を加え、これによつて特に今回大の災害を被つた名瀬市の復興を早急かつ効果的ならしめようとするものである

一 議案の要旨及び目的
本法案は、適切な措置であるとして、全会一致原案通り可決すべきものと議決した次第である。

二 議案の可決理由
本法案は、適切な措置であるとして、全会一致原案通り可決すべきものと議決した次第である。

三 議案の可決理由
本法案は、適切な措置であるとして、全会一致原案通り可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。
昭和三十年十二月十五日
地方行政 大矢 省三
衆議院議長益谷秀次殿
委員 大矢 省三

〔第十号参照〕
衆議院議長益谷秀次殿
委員 大矢 省三

事業に、新たに都市計画事業及び土地区画整理事業を加え、これによつて特に今回大の災害を被つた名瀬市の復興を早急かつ効果的ならしめようとするものである

一 議案の要旨及び目的
本法案は、適切な措置であるとして、全会一致原案通り可決すべきものと議決した次第である。

二 議案の可決理由
本法案は、適切な措置であるとして、全会一致原案通り可決すべきものと議決した次第である。

三 議案の可決理由
本法案は、適切な措置であるとして、全会一致原案通り可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。
昭和三十年十二月十五日
地方行政 大矢 省三
衆議院議長益谷秀次殿
委員 大矢 省三

〔第十号参照〕
衆議院議長益谷秀次殿
委員 大矢 省三

事業に、新たに都市計画事業及び土地区画整理事業を加え、これによつて特に今回大の災害を被つた名瀬市の復興を早急かつ効果的ならしめようとするものである

一 議案の要旨及び目的
本法案は、適切な措置であるとして、全会一致原案通り可決すべきものと議決した次第である。

二 議案の可決理由
本法案は、適切な措置であるとして、全会一致原案通り可決すべきものと議決した次第である。

三 議案の可決理由
本法案は、適切な措置であるとして、全会一致原案通り可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。
昭和三十年十二月十五日
地方行政 大矢 省三
衆議院議長益谷秀次殿
委員 大矢 省三

〔第十号参照〕
衆議院議長益谷秀次殿
委員 大矢 省三

と認め、本議院はこれを議院の會議に付して採択すべきものと議決した。なお、本議院はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

昭和三十年十二月十五日

外務委員長 前尾繁三郎

衆議院議長 谷秀次郎

島嶼附近の米軍爆撃演習中止に關する請願(請願者 鹿兒島縣會議長田中茂雄)(上林山榮吉君紹介)(第六号)同(請願者 鹿兒島縣中野市町平瀬武夫外一名)(床次徳二君紹介)(第三三四号)及び同(請願者 鹿兒島市洲崎町二十二番地鹿兒島縣定置漁業協同組合理事長中村喜徳)(赤路友藏君紹介)(第三三八号)に關する報告書

一、請願の要旨及び目的

朝鮮海峡と對馬海峡を北上し、あるいは南下する魚族が、米軍演習水域とて島嶼海域の爆撃によつて魚道を断ち、断られ、鹿兒島縣下西、南薩海岸一帯の優秀漁場が枯か、の窮状に迫られ、零細なる同県沿岸漁民死活の問題として重大化している。ついで、これが打開策として、魚群の回遊に重大な影響を与へる米軍の爆撃演習地域の変更または取消、二月より四月まで三箇月間の爆撃演習の中止について折衝されたといふのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は、漁民の生活上受ける重大な影響を認められ、よつて本請願はこれを議院の會議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

昭和三十年十二月十五日

外務委員長 前尾繁三郎

衆議院議長 谷秀次郎

右報告する。

韓国抑留漁船乗組員の帰還促進に關する請願(請願者 山口県萩市江向村田正雄)(田中龍夫君紹介)(第四一九号)に關する報告書

一、請願の要旨及び目的

公海の自由を一方的に破壞し、しかも武力によつてこれを強制、幾多の漁船と漁業者を捕逐し、漁船漁具を没収し、乗組員を監禁する、いわゆる李ライン漁船捕逐事件は、日夜国民の人心に動搖をきたしている。ついで、政府はすみやかに漁船および抑留乗組員全員の釈放送還を要求し、その損害に対しては、国家補償の制度を確立し、李ライン問題に対する適切な解決を計り、漁場の安全を確保されたいといふのである。

二、請願の議決理由

日韓問題の現状ならびに抑留乗組員留守家族の心情にかんがみ、本請願の趣旨は受けるものと認められ、よつて本請願はこれを議院の會議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

昭和三十年十二月十五日

外務委員長 前尾繁三郎

衆議院議長 谷秀次郎

大蔵委員長

三級清酒税設定反対に關する請願外四件(請願者 山口県光市大字島田千九百三十六番地新谷良平外二名)(同(請願者 川越市(第七号)同(請願者 川越市(第八号)同(請願者 松山縣雄雄川外八十六名)(松山縣雄雄川(第八号)同(請願者 岐阜県大垣市東町四百六十八番地宮脇治郎外十八名)(三田村武夫君紹介)(第九号)同(請願者 大阪府岸和田市並松町牧野龜次郎外九名)(小西寅松君紹介)(第五〇号)同(請願者 京都府)

府天田郡下夜久野村宇額田萩野外四百四十五名)(柳田秀二君紹介)(第五一〇号)同(請願者 岐阜県恵那郡坂下町坂下三千二百五十六番地原南外十九名)(柳家大郎君紹介)(第五二二号)同(請願者 埼玉縣飯能市大字飯能二十番地井上忠夫外五百三十三名)(平岡忠次郎君紹介)(第五三三号)同(請願者 福岡県田川郡添田町大字添田千二百七十五番地福井龍作外五百五十二名)(滝井義高君紹介)(第五四四号)同(請願者 埼玉縣鴻巣市大字宮前百六十番地秋篠善次郎外十八名)(川島金次郎君紹介)(第五五五号)同(請願者 埼玉縣児玉郡児玉町筑紫橋四郎外十七名)(荒船清十郎君紹介)(第五六六号)同(請願者 新潟縣三条市一ノ木戸千八百二十七番地小林正次外四十四名)(宜四郎君紹介)(第五二五号)同(請願者 神戸市垂水区西垂水町二千二百四十一番地藤田徳藏外三十六名)(田中武夫君紹介)(第五六六号)同(請願者 岐阜市長森左兵衛新田立寛外六十一名)(野田卯一君紹介)(第五二五号)同(請願者 佐賀縣東松浦郡相知町小松定一外百三十九名)(井手以誠君紹介)(第五二九号)同(請願者 岐阜県郡上郡八幡町平野新市外二十一名)(平野三郎君紹介)(第五二六六号)同(請願者 埼玉縣鴻巣市大字原馬室四千九十一番地玉井利吉外十三名)(井堀繁雄君紹介)(第五二九号)同(請願者 岐阜県津市寺河町千六十七番地の一小栗文男外一名)(瀧崎三三君紹介)(第五三三五号)同(請願者 長野県南佐久郡白田町大字白田六百五十四番地井出今朝平外八十三名)(井出太郎君紹介)(第五三三六号)同(請願者 長野県野尻小諸市大塚酒造株式会社取締役社長大塚平右衛門外八十三名)(井出太郎君紹介)(第五三三六号)同(請願者 京都府)

六号)及び同(請願者 浦和市大字西堀九百五番地内木英二外三十六名)(福永健司君紹介)(第四九六号)に關する報告書

一、請願の要旨及び目的

酒類小売業者の団体では三級清酒の税設定を推進しているやに、酒の税設定が、現在のごとき高税率では酒類全体としての需給関係はすでに飽和点に達しており、低税率の三級清酒が出現すれば、この圧迫によつて他の高税率の酒類は充てが減少し、酒税はむしろ減収をきたす結果となるのみでなく、酒類業界は掛売、乱売はむしろ、酒税の増徴、脱税等を誘発するため、全酒類業界は等して反対するものである。ついで、三級清酒税設定はこれを阻止されたいといふのである。

二、請願の議決理由

酒類業界の混乱を避け、また酒税を確保する等の見地より、受けるものと認め、本請願はこれを議院の會議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

昭和三十年十二月十五日

大蔵委員長 松原喜之次

衆議院議長 谷秀次郎

在外資産の処理促進に關する請願(請願者 宮城県議會議長遠藤実)(内海安吉君外一名紹介)(第一〇号)及び同(請願者 宮城県議會議長千葉隆三郎)(村松久義君外一名紹介)(第二八〇号)に關する報告書

一、請願の要旨及び目的

終戦以来十年を経た今日、終戦に伴う幾多の案件の処理は着々その実効を収めつつあるが、海外引揚者の私有財産補償問題のみが未解決の状態にあることは遺憾にたえない。よつて、生活苦にあえぐ

引揚者の定着援護の見地から、政府においてはすみやかに在外財産問題の処理を促進して、財政上および法律上必要な措置を講ぜられたいといふのである。

二、請願の議決理由

本請願の主旨は十分考慮を要するものと認め、本請願はこれを議院の會議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

昭和三十年十二月十五日

大蔵委員長 松原喜之次

衆議院議長 谷秀次郎

右報告する。

一、請願の要旨及び目的

全国でも低生産性にある鹿兒島縣下農家の安定を計るために、唯一の換金作物である葉たばこ耕作に依存するところ大なるものがあるが、たばこ耕作は他の作物に比し周到な肥培管理を必要とすること等のため生産費も多額に上り、とくに最近油粕価格の高騰により耕作意欲の低下をきたしている現状である。ついで、葉種子がすなわち棉実かすを中共貿易品として輸入し、もつてたばこ耕作の安定を期せられたいといふのである。

二、請願の議決理由

葉たばこ耕作者の窮状等にかんがみ、十分考慮を要するものと認め、本請願はこれを議院の會議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

昭和三十年十二月十五日

大蔵委員長 松原喜之次

衆議院議長 谷秀次郎

右報告する。

政府資金の金利引下げに關する
請願(請願者 札幌市議會議
長相島利雄)(町村金五郎紹介)
(第三十七号)に關する報告書

一、請願の要旨及び目的
地方公共団体が借り入れている
地方債は、毎年多額の発行となり、
その内容においても、高利率の公
債が逐年増加の傾向にあり、また
短期資金についても、その所要額
は年々増加し、長短期間資金と相
まって、これらの金利が地方財政
を大きく圧迫している現況にある。
ついで、政府資金の金利引
下げの措置を講ぜられたいとい
うのである。

二、請願の議決理由
地方公共団体の窮状等にかんが
み、速やかに普旭すべきものと認
め、本請願はこれを議院の會議に
付して採択すべきものと議決し
た。なお、本請願はこれを議院に
おいて採択の上は、内閣に送付す
べきものと認める。

昭和三十年十二月十五日
大蔵委員長 松原喜之次
衆議院議長益谷秀次殿

果物エッセンスに対する物品税
撤廃に關する請願(請願者 東
京都千代田区神田紺屋町十九番
地日本エッセンス工業会長富樫
芳治郎)(上林與市郎君紹介)(第
四九七号)に關する報告書

一、請願の要旨及び目的
現在果実エッセンスに対して
は、五パーセントの物品税が課せ
られていて、果実エッセンスは、
しやしの性格をもつていわゆる好
品ではなく、食品加工用の原料品
であるから、これには課税される
べきでないと考えられる。しかも
課税は、実質的に生産業者の負担
となり、経営上著しい負担となつ
てゐる。ついで、果実エッセン
スに対する物品税を撤廃されたい
というのである。

二、請願の議決理由
果物エッセンスにかんがみ、

処すべきものと認め、本請願はこ
れを議院の會議に付して採択す
べきものと議決した。なお、本請
願はこれを議院において採択の上
は、内閣に送付すべきものと認め
る。

昭和三十年十二月十五日
大蔵委員長 松原喜之次
衆議院議長益谷秀次殿

社会労働委員会
駐留軍撤退に伴う労働者対策確
立に關する請願(請願者 宮城
県議會議長遠藤実)(愛知揆一君
外一名紹介)(第一三三三号)に關
する報告書

一、請願の要旨及び目的
宮城県矢本地区駐留軍撤退に伴
い、労働者多数が失業し、生活の
危機に直面している。ついで、
就職あつた、更正資金の貸付、失
業対策事業の拡充ならびに特別退
職手当(退職手当金の増額)支給の
措置を講ぜられたいといふのであ
る。

二、請願の議決理由
駐留軍関係労働者の失業対策
は、緊急の要請であり、本請願の
趣旨はきわめて適切である。よつ
て本請願はこれを議院の會議に付
して採択すべきものと議決した。
なお、本請願はこれを議院におい
て採択の上は、内閣に送付すべ
きものと認める。

昭和三十年十二月十五日
社会労働
委員長 佐々木秀世
衆議院議長益谷秀次殿

美容師法制定に關する請願(請
願者 神奈川県中郡秦野町秦野
全美容師会梅沢和子外一名)(森
島守人君紹介)(第五七号)及び
同(請願者 東京都美容師平塚
全美容師会森起外一名)(片山哲
君紹介)(第三二一三三号)に關する
報告書

一、請願の要旨及び目的
美容師は職業上の必要からい

を技術内容としてゐるに比し、美
容師は全身にわたる広範囲の技術
内容を持ち、公衆衛生面において
も化粧品学、化学薬品等に深い知
識を必要とし、両者の業態はまづ
たく異つてゐるにあらざる。同
一法律のうちに抱束するのは不合
理であり、このため多くのむじゆ
んを生じ業者は多大の損失を蒙
てゐる。ついで、美容師の単行法
を制定されたいといふのである。

二、請願の議決理由
本請願の趣旨は時宜に適應する措
置と認め、本請願はこれを議院の
會議に付して採択すべきものと議
決した。なお、本請願はこれを議
院において採択の上は、内閣に送
付すべきものと認める。

昭和三十年十二月十五日
社会労働
委員長 佐々木秀世
衆議院議長益谷秀次殿

健康保険等における保険給付費
の二割国庫負担に關する請願
(請願者 宮崎市本町二番地嶺
崎美生外四名)(片島港君紹介)
(第七九号)に關する報告書

一、請願の要旨及び目的
健康保険および国民健康保険に
おける給付額は、逐年増加の一途
をたどり、健康保険は極度の窮
迫状態にあつて、制度としては
まさに崩壊の危機にひんしてゐ
る。本年度に計上された補助、
助成の予算をもつてははたして
その維持は保し難く、ましてや
その普及のごときは思ひもよらぬ
ところである。ついで、保険給
付費の二割はすくなくとも国庫に
おいて負担するよう、予算措置を
講ぜられたいといふのである。

二、請願の議決理由
本請願の趣旨は健康保険制度運
営の現状にかんがみ、適切妥當と
認められる。よつて本請願はこれ
を議院の會議に付して採択すべ
きものと議決した。なお、本請願は

これを議院において採択の上は、

内閣に送付すべきものと認める。
昭和三十年十二月十五日
社会労働
委員長 佐々木秀世
衆議院議長益谷秀次殿

日雇労働者の越年対策確立に關
する請願(請願者 東京都港区
芝海岸通り三丁目一番地馬場大
静)(島上善五郎君紹介)(第八一
号)及び同(請願者 東京都港区
芝新橋七丁目十二番地全日本自
由労働組合中央執行委員長渡辺
仙一郎)(島上善五郎君紹介)(第
一三三三三号)に關する報告書

一、請願の要旨及び目的
デフレ経済下における日雇労働
者の生活は、日雇労働者の減少等
に、就労日数の減少等はさらにそ
の深刻さに拍車を加へてゐる。つ
いては、日雇労働者に平均賃金の
十五日分の越年資金を支給し、年
末年始の六日間を有給休暇とする
とともに、十二月より二月までは
日雇を含めて完全就労せしめられ
たい等といふのである。

二、請願の議決理由
日雇労働者の越年対策はその実
情にかんがみ、喫緊の要請であ
る。よつて本請願はこれを議院の
會議に付して採択すべきものと議
決した。なお、本請願はこれを議
院において採択の上は、内閣に送
付すべきものと認める。

昭和三十年十二月十五日
社会労働
委員長 佐々木秀世
衆議院議長益谷秀次殿

日本住血吸虫の撲滅対策確立
に關する請願(請願者 佐賀県
鳥栖市大字鳥栖二百十九番地
ノ久保伴作)(眞崎勝次君紹介)
(第一三三三三号)及び同(請願
者 佐賀県鳥栖市長海口守三外
四千五百十名)(井手以誠君紹
介)(第三三三三三号)に關する報告
書

一、請願の要旨及び目的
佐賀県鳥栖市および北茂安村一
帯は、古來宮入員による日本住血
吸虫の害に、住民は恐怖の生活
を送つており、この対策として
は用水路、池沢、みぞのコンク
リート化、薬物による殺虫の突
進、兒童用プールの建設、り病患
者に対する医療施設の設置、沼沢
みぞの埋立等を挙げられたが、そ
の早急なる実現をもつて住民を救
済するには、現行の国、県、地元が
各三分の一負担によるその予防撲
滅予算をもつては、なお五十
年を要する状況にある。ついで、
日本住血吸虫の予防撲滅対策を
確立されたいといふのである。

二、請願の議決理由
日本住血吸虫の予防、撲滅は
きわめて必要であり、その対策確
立は緊急の要請である。よつて本
請願はこれを議院の會議に付して
採択すべきものと議決した。な
お、本請願はこれを議院におい
て採択の上は、内閣に送付すべ
きものと認める。

昭和三十年十二月十五日
社会労働
委員長 佐々木秀世
衆議院議長益谷秀次殿

鋼路市に國立鋼路労災病院設置
の請願(請願者 北海道鋼路市
長佐藤安平外六十三名)(伊藤輝
一君紹介)(第一三三三三号)に關
する報告書

一、請願の要旨及び目的
北海道の開港は、今や国家再建
のかぎをにぎる大事業として各方
面からその進捗よく状況が注視さ
れてゐるが、その開港の原動力の
一つである労働者に対する施設は
はなはだ不備であつて、北海道総
合開発と相まって、労働者施設の
完備は焦眉の急務となつてゐる。
ついで、昭和三十一年度におい
て鋼路市に國立鋼路労災病院を設
置されたいといふのである。

二、請願の議決理由
鋼路市に國立鋼路労災病院設置
の請願(請願者 北海道鋼路市
長佐藤安平外六十三名)(伊藤輝
一君紹介)(第一三三三三号)に關
する報告書

一、請願の要旨及び目的
北海道の開港は、今や国家再建
のかぎをにぎる大事業として各方
面からその進捗よく状況が注視さ
れてゐるが、その開港の原動力の
一つである労働者に対する施設は
はなはだ不備であつて、北海道総
合開発と相まって、労働者施設の
完備は焦眉の急務となつてゐる。
ついで、昭和三十一年度におい
て鋼路市に國立鋼路労災病院を設
置されたいといふのである。

二、請願の議決理由
鋼路市に國立鋼路労災病院設置
の請願(請願者 北海道鋼路市
長佐藤安平外六十三名)(伊藤輝
一君紹介)(第一三三三三号)に關
する報告書

董事長

ことはゆゆしい社会問題とな

衆議院議長益谷秀次殿

ける失業情勢は未曾有の悪化の傾

原等の景勝地を擁している。つい

ては、右三陸海岸一帯を国立公園に

右報告する。
昭和三十年十二月十五日
運輸委員長 松山 義雄
衆議院議長益谷秀次殿
東北道ク再建に関する請願
(請願者 宮城県議會議長遠藤
実)(内海安吉君外一名紹介)(第
二八号)に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
塩釜港唯一の鋼船ドックとして
重要な使命を果して現在に至つて
いる東北道クは、親会社である
東北興業の国策会社たる機能の喪
失と資金難のため事実上閉鎖の止
むなきに至つてゐるが、これは塩
釜港の発展および東北地方の産業
経済振興上まことに要害にたぐな
う。つては、塩釜市所在の東北
道クの再建を実現されたいとい
うのである。

二、請願の議決理由
塩釜港の発展並びに東北地方の
産業経済の振興を図るため、請願
の趣旨に沿うよう善処するを適當
と認める。よつて本請願はこれを
議院の決議に付して採択すべき
ものと議決した。なお、本請願はこ
れを議院において採択の上は、内
閣に送付すべきものと認める。
右報告する。

昭和三十年十二月十五日
運輸委員長 松山 義雄
衆議院議長益谷秀次殿
因鉄仙山線中北仙台駅、陸前
落合駅間に駅設置の請願(請願
者 宮城県議會議長遠藤実)(内
海安吉君外一名紹介)(第二九
号)及び同(請願者 宮城県議
會議長遠藤実)(村松久義君

右報告する。
昭和三十年十二月十五日
運輸委員長 松山 義雄
衆議院議長益谷秀次殿
因鉄仙山線中北仙台駅、陸前
落合駅間に駅設置の請願(請願
者 宮城県議會議長遠藤実)(内
海安吉君外一名紹介)(第二九
号)及び同(請願者 宮城県議
會議長遠藤実)(村松久義君

右報告する。
昭和三十年十二月十五日
運輸委員長 松山 義雄
衆議院議長益谷秀次殿

一、請願の要旨及び目的
仙台市は人口三十七万人を抱え
産業経済、学芸の都として急速に
発展しつつあるが、同市の西北部
地区は北仙台駅があるのみで、交
通不便のため関係住民は著しく不
利をこうつてゐる現状にある。
つては、因鉄仙山線中北仙台
駅、陸前落合駅間に駅を設置され
たいのである。

二、請願の議決理由
当該地区の交通の利便をはかる
ため、請願の趣旨につき善処せし
めるよう措置するを適當と認め
る。よつて本請願はこれを議院の
決議に付して採択すべきものと議
決した。なお、本請願はこれを議
院において採択の上は、内閣に送
付すべきものと認める。
右報告する。

昭和三十年十二月十五日
運輸委員長 松山 義雄
衆議院議長益谷秀次殿
新得本通り地内の鉄道用地開放
に関する請願(請願者 北海道
上川郡新得町長山根太郎外二
名(本名武君紹介)(第八五号)
に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
北海道上川郡新得町内鉄道職員
宿舎は、同町の中心に位置し本通
りに住宅の集を起してゐるため、
観光客の多い同町の美観を著しく
阻害してゐるのみならず、都市計
画上きわめて障害となつてゐる。
つては、新得町新得市街本通り
に面する鉄道職員宿舎を移設せら
れるとともに同用地を一般に開放
されたいのである。

二、請願の議決理由
新得町における当該鉄道用地の
立地条件を検討し、実情に即して
請願の趣旨につき善処せしめるよ
う措置するを適當と認める。よつ
て本請願はこれを議院の決議に付
して採択すべきものと議決した。
なお、本請願はこれを議院におい

右報告する。
昭和三十年十二月十五日
運輸委員長 松山 義雄
衆議院議長益谷秀次殿

根室本線新得駅舎改築に関する
請願(請願者 北海道上川郡新
得町長山根太郎外二名(本名
武君紹介)(第八六号)に関する
報告書
一、請願の要旨及び目的
根室本線新得駅舎は五十年前に
建築されたもので、木造建物の耐
用年数ははるかに超してゐる、し
かも狭い、であるため、悪天候時
における乗客の混雑はまことに想
像外である。つては、新得駅本
屋を改築し、駅乗降場を延長せら
れるとともに、駅乗降場の上屋を
新設されたいのである。

二、請願の議決理由
当該駅昇降利用客の利便を
はかるため、実情に即して請願の
趣旨にそつて措置せしめるを適
当と認める。よつて本請願はこれ
を議院の決議に付して採択すべき
ものと議決した。なお、本請願は
これを議院において採択の上は、
内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。

昭和三十年十二月十五日
運輸委員長 松山 義雄
衆議院議長益谷秀次殿
全国避難港の整備促進に関する
請願(請願者 全国避難港促進
協議会長錦子市長鶴田隆外三
名(本名隆君外一名紹介)(第八
七号)に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
避難港の整備はあらゆる船舶の
海難事故防止上欠くべからざる要
件となつており、これがため先年
来港増法によつて全国に三十六の
避難港が指定され、約半数が着工
し相当の進捗を見てゐること
は喜びにたえないところである。
右報告する。

二、請願の議決理由
船舶の海難事故を防止するた
め、請願の趣旨に沿うよう善処す
るを適當と認める。よつて本請願
はこれを議院の決議に付して採択
すべきものと議決した。なお、本
請願はこれを議院において採択の
上は、内閣に送付すべきものと認
める。
右報告する。
昭和三十年十二月十五日
運輸委員長 松山 義雄
衆議院議長益谷秀次殿

右報告する。
昭和三十年十二月十五日
運輸委員長 松山 義雄
衆議院議長益谷秀次殿

一、請願の要旨及び目的
因鉄仙山線に自動車運送の請願
(請願者 阿比留線議會議長浅越
和夫)(小枝一雄君紹介)(第一〇
七号)に関する報告書
二、請願の議決理由
阿比留線北側に沿つて東西の交通
は極端に不便に陥つてゐる。近年
は因鉄仙山線一本に頼り、近頃は
この地区は産業文化活動の飛躍
的發展と、美術三湯を中心とする
観光面の向上から、旅客および貨
物の輸送量は著しく増加してゐる
が、右線の列車運送回数はきわめ
て少なく、しかも速度が遅いので、
美術土居駅と新見駅の間は三
時間半も要する実情で、これが改
善はかねて沿線住民の熱望してい
るところである。つては、因鉄仙
山線美術土居駅、新見駅間に自動車
運送線、ダイヤの空白を埋めると
ともにスピードアップ、輸送力強
化を図られたいのである。

二、請願の議決理由
当該地区の旅客交通の利便をは
かりあわせて因鉄仙山線の合理化に
資するため請願の趣旨にそつて
措置せしめるを適當と認める。よ
つて本請願はこれを議院の決議に

右報告する。
昭和三十年十二月十五日
運輸委員長 松山 義雄
衆議院議長益谷秀次殿
甲府、長野間の電化促進に關
する請願(請願者 長野県議
會議員原武)(原武君紹介)(第一四
四号)同(請願者 長野県北安曇
郡池田町鈴木義三郎)(下平正一
君紹介)(第一九四号)、同(請願
者 長野市妻科山岸光治)(松平
忠久君紹介)(第二四五号)及び
同(請願者 長野県議會議員中
山隆輔)(井出一太郎君紹介)(第
四〇〇号)に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
甲府、長野間の電化について
は、昭和六年中央線の一部八王
子、甲府間の電化が実現されたの
みで、甲府以西はまだまだ実施の
運びに至らないが、同区間は豊富な
森林資源および全国有数の観光地
を有し、その実現は同地方の産
業、経済、文化の発展に寄与する
ところきわめて多大である。つて
は、すみやかに甲府、長野間の
電化を実施されたいのである。
二、請願の議決理由
地方交通の利便をはかりあわせ
て因鉄仙山線の合理化に資する等
のため、資金等を勘案して請願の趣
旨につき考慮せしめるよう措置す
るを適當と認める。よつて本請願
はこれを議院の決議に付して採択
すべきものと議決した。なお、本
請願はこれを議院において採択の
上は、内閣に送付すべきものと認
める。
右報告する。
昭和三十年十二月十五日
運輸委員長 松山 義雄
衆議院議長益谷秀次殿

東北本線北福岡駅、金田一駅間
に斗米駅設置の請願(請願者
岩手県二戸郡福岡町長山本徳治
外一名)(山本徳治君紹介(第一
四四号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
東北本線北福岡、金田一両駅間
の沿線は、農林、畜産等の各資源
に恵まれているにもかかわらず、輸
送施設は著しく不便であるため、
当該区間に新駅設置の請願を続け
てきたが、いまだこれが実現され
ないことはきわめて遺憾である。
ついでには北福岡、金田一両駅
間に斗米駅を設置されたいという
のである。

二、請願の議決理由
当該地区住民の利便をはかる等
のため、要員予算等を動員して請
願の趣旨にそつと措置せしめる
を適当と認める。よつて本請願は
これを議院の決議に付して採択す
べきものと議決した。なお、本請
願はこれを議院において採択の上
は、内閣に送付すべきものと認め
る。

昭和三十年十二月十五日
運輸委員長 松山 義雄
衆議院議長益谷秀次殿
天光港の修築工事促進に関する
請願(請願者 北海道苫前郡羽
幌町長渡部賢次郎外一名)(松浦
周太郎君紹介(第一四七号)に
関する報告書

一、請願の要旨及び目的
天光港は、北海道苫前郡羽幌町
の海上約十五マイルの天光島にあ
る地方港湾で、日本海上唯一の重
要な避難港であるばかりでなく、武
蔵堆をはじめ好漁場の前進基地と
して重きをなしており、このため
国費をもつて昭和二十八年年度から
修築工事を継続施行中である。つ
いては、すみやかに同工事を完成
されたいのである。

二、請願の議決理由
天光港の避難港としての重要性
にかんがみ、請願の趣旨に沿うよ
う善処するを適当と認める。よつ
て本請願はこれを議院の決議に付
して採択すべきものと議決した。
なお、本請願はこれを議院におい
て採択の上は、内閣に送付すべき
ものと認める。

昭和三十年十二月十五日
運輸委員長 松山 義雄
衆議院議長益谷秀次殿
柁柳並びに柁柳製品の鉄道等級
運賃引下げに関する請願(請願
者 兵庫県豊岡市中九番地豊岡
商工会議所会頭吉谷幸二外五十
一名)(有田喜一君紹介(第一九
五号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
昭和二十八年二月貨物運賃等級
の改正に伴い、き(柁)柳および
き(柁)柳製品に対する車扱等級お
よび小口扱運賃増率が大幅に引
き上げられ、これがため製品原価
が高騰して商取引上に多大な支障
となり、き(柁)柳業者ならびに製
品販売業者は挙げて苦慮してい
る。ついでには、き(柁)柳ならびに
き(柁)柳製品の鉄道等級運賃を引
き下げられたいのである。

二、請願の議決理由
当該商品の鉄道運賃がその価格
に及ぼす影響の至大なる実情にかん
がみ、請願の趣旨につき考慮せし
めるよう措置するを適当と認め
る。よつて本請願はこれを議院の
決議に付して採択すべきものと議
決した。なお、本請願はこれを議
院において採択の上は、内閣に送
付すべきものと認める。

右報告する。
昭和三十年十二月十五日
運輸委員長 松山 義雄
衆議院議長益谷秀次殿

国鉄赤穂線の電化促進に関する
請願(請願者 岡山県知事三木
行治)(岡山幸一君紹介(第一九
六号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
国鉄赤穂線は、昭和二十六年着
工以来継続施工され、現在山陽本
線相生駅より分岐して播州赤穂を
経て岡山県日生に至る間が開通
し、日生、伊部間の工事も着々進
捗し、伊部、西大寺市を経て山陽本線西
大寺駅に至る区間は測量も完了
し、赤穂線全線開通の時期近きを
思ひ、沿線住民は多大の期待を寄
せている。一方国の動脈たる山陽
本線は貨客の輸送に達し、その
利用はすでに限度に達しようとし
てゐるので、その一翼を担うべ
き赤穂線の使命はまことに重大で
あり、電化が絶対的の要請となつて
いる。ついでには、赤穂線全線の建
設工事を併行して、その電化を促
進されたいのである。

二、請願の議決理由
地方交通の利便をはかりあわせ
て国鉄経営の合理化に資する等の
ため、請願の趣旨につき考慮せし
めるよう措置するを適当と認め
る。よつて本請願はこれを議院の
決議に付して採択すべきものと議
決した。なお、本請願はこれを議
院において採択の上は、内閣に送
付すべきものと認める。

右報告する。
昭和三十年十二月十五日
運輸委員長 松山 義雄
衆議院議長益谷秀次殿

一、請願の要旨及び目的
国鉄飯山線の運転改善に関する
請願(請願者 新潟県十日町市
長山口孝一外十一名)(塚田十一
郎君紹介(第一九七号)に関する
報告書

能は極度に減退したため、戦後当
局の努力により着々改善されつつ
あるも、戦前に比べなお一段と改
善を要する状態にある。ついで
は、次記事項を実現されたいとい
うのである。(一)長岡、長野間直
通快速列車を運転すること、(二)
スピートアップをすること、(三)
長野、飯山間に運行されている汽
動車を全線に延長すること。

二、請願の議決理由
当該線区の交通の利便をはかる
ため、請願の趣旨につき善処せし
めるよう措置するを適当と認め
る。よつて本請願はこれを議院の
決議に付して採択すべきものと議
決した。なお、本請願はこれを議
院において採択の上は、内閣に送
付すべきものと認める。

昭和三十年十二月十五日
運輸委員長 松山 義雄
衆議院議長益谷秀次殿
細島港に海上警備救難警備設置の
請願(請願者 宮崎県議会議員
藤井清義)(伊東岩男君外五名紹
介(第一九八号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
宮崎県は太平洋に面し百カイリ
に及ぶ海岸線に有するところ、
台風襲来の頻度が高く、多数の海
上遭難事件も発生するが、これら
における配置は、県南部日南市に
油津海上保安部が設置されている
のみで、長い海岸線の連絡出動範
囲に制約を受けることはもとより
、海上警備と遭難救助に万全で
ない。ついでには、県北部の細島港
に警備救難警備を設置し、巡視船を
配置されたいのである。

二、請願の議決理由
当該地方における海上保安並び
に海難救助の万全を期するため、
請願の趣旨に沿うよう善処するを
適当と認める。よつて本請願はこ
れを議院の決議に付して採択すべ
きものと認める。

た。なお、本議院はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

昭和三十年十二月十五日

運輸委員長 松山 義雄
衆議院議長益谷秀次殿

一、請願の要旨及び目的
福岡県は、本邦屈指の工業資源を有し、広く国内産業の育成および外国貿易進展に寄与しているが、北九州および大牟田の臨海工業地帯の振興をなす港灣に、与えられた国家投資の額はきわめて少なく、加うるに連年の台風によつて港灣機能は弱体化し、要するべき状態にある。ついで、同地方港灣の興隆にかながみ、昭和三十一年度港灣事業達成のため、次記事項を急速に実現せられたいものである。(一)外国貿易関係の港灣施設、とくに航路、泊地のしゆんせつを促進すること、(二)臨海工業港の産業関連施設の整備を促進し、製塩施設についても国庫補助の道を開くこと、(三)港灣整備促進法に基く起債のわくを、一般起債のわく外に設定し得るよう、関連法規を改正すること、等。

二、請願の議決理由
産業貿易の振興、資源開発の促進を図るため、請願の趣旨に沿うよう善処するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

昭和三十年十二月十五日

運輸委員長 松山 義雄
衆議院議長益谷秀次殿

一、請願の要旨及び目的
経済自立の達成は、わが国に課せられた喫緊の要務であり、これには産業貿易の振興と、国土開発の基礎をなす、港灣の整備を急務に実施する必要があるが、戦後港灣整備に投ぜられた国費および財政融資は、きわめて少額に失し、施設の貧困、機能の弱体化はまことに寒心にたえない。ついで、昭和三十一年度においては、港灣関係公共事業費百九十億円を予算化するにとともに、港灣整備促進法に基く臨海工業地帯の造成ならびに上屋、荷役機械等の整備費として、一般地方債のわく外で政府財政資金より三十億円を確保し、かつ地方負担金は全額起債を認め、もつて港灣施設のすみやかな整備を図りたいといふのである。

二、請願の議決理由
産業貿易の振興、国土開発の促進を図るため、請願の趣旨に沿うよう善処するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

昭和三十年十二月十五日

運輸委員長 松山 義雄
衆議院議長益谷秀次殿

一、請願の要旨及び目的
宮城県は、宮城県知事宮城音五郎(愛知一君紹介)(第三四四号)に関する報告書

二、請願の議決理由
宮城県の港灣整備促進に関する請願(請願者 宮城県知事宮城音五郎(愛知一君紹介)(第三四四号)に関する報告書

三、請願の要旨及び目的
経済自立の達成は、わが国に課せられた喫緊の要務であり、これには産業貿易の振興と、国土開発の基礎をなす、港灣の整備を急務に実施する必要があるが、戦後港灣整備に投ぜられた国費および財政融資は、きわめて少額に失し、施設の貧困、機能の弱体化はまことに寒心にたえない。ついで、昭和三十一年度においては、港灣関係公共事業費百九十億円を予算化するにとともに、港灣整備促進法に基く臨海工業地帯の造成ならびに上屋、荷役機械等の整備費として、一般地方債のわく外で政府財政資金より三十億円を確保し、かつ地方負担金は全額起債を認め、もつて港灣施設のすみやかな整備を図りたいといふのである。

二、請願の議決理由
産業貿易の振興、国土開発の促進を図るため、請願の趣旨に沿うよう善処するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

昭和三十年十二月十五日

運輸委員長 松山 義雄
衆議院議長益谷秀次殿

一、請願の要旨及び目的
あるが、宮城県の港灣は、非常に未完成港灣が多い上に、近代的設備に遅れ、船型増大に伴つて港灣の利用に多大の不便利をきたし、同県産業開発に重大なる障害となつてゐる。ついで、昭和三十一年度の同県の港灣予算については、格段の配慮をされたいといふのである。

二、請願の議決理由
産業貿易の振興、国土開発の促進を図るため、請願の趣旨に沿うよう善処するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

昭和三十年十二月十五日

あるが、宮城県の港灣は、非常に未完成港灣が多い上に、近代的設備に遅れ、船型増大に伴つて港灣の利用に多大の不便利をきたし、同県産業開発に重大なる障害となつてゐる。ついで、昭和三十一年度の同県の港灣予算については、格段の配慮をされたいといふのである。

昭和三十年十二月十五日

運輸委員長 松山 義雄
衆議院議長益谷秀次殿

一、請願の要旨及び目的
高知県は、高知県唯一の重要港灣にして、近時沖繩、朝鮮をはじめ南洋諸島との交易はとくに活況をきたし、国内産業の隆盛と相まつて港灣の整備は緊急を要する問題である。ついで、昭和三十一年度においては、同県改修事業を施行するにとともに、同県は他府県に比し、港灣整備が非常に立ち遅れているから、同県地方港灣に對して、改修工事を実施する等の施策を講ぜられたいといふのである。

二、請願の議決理由
高知県の港灣整備促進に関する請願(請願者 高知市丸の内五番地高知港灣協会会長横山徳郎(宇田耕一君紹介)(第三四六号)同(請願者 高知市高知港灣協会会長横山徳郎(林清治君紹介)(第五一三三号)及び同(請願者 高知市丸の内五番地高知港灣協会会長宗清(佐竹晴記君紹介)(第五一四号)に関する報告書

三、請願の要旨及び目的
宮城、岩手、青森の三県を結ぶ三陸沿岸縦貫鉄道の未成線開通については、昭和二十三年以来しばしば要望してきたところであるが、鉄道敷設法により建設予定線に編入されておらず、いまだ実現の運びに至らなから、いまだに遺憾である。由來三陸沿岸一帯は、林、紙、水、農その他の産業資源を無限に包蔵する未開発の宝庫として、また天然の風光に富む観光地帯として、つとに開発の要を認められておりながら、輸送網の不備により、これらの資源も空しく埋もれてゐる。ついで、右鉄道の未成線青森大畑、大間、同、岩手県久慈、宮古、同、釜石、盛岡、宮城県仙仙沼、前谷地間の開通を促進されたいといふのである。

二、請願の議決理由
地方資源の開発並びに交通系統上の見地より請願区間の鉄道敷設につき考慮するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

昭和三十年十二月十五日

運輸委員長 松山 義雄
衆議院議長益谷秀次殿

一、請願の要旨及び目的
白糠、十勝国足寄町間の鉄道敷設に関する請願(請願者 北海道白糠郡白糠町長青木金吾外一名(正木清君紹介)(第三四八号)に関する報告書

二、請願の議決理由
白糠駅を起点とし十勝国足寄町に至る鉄道敷設は、沿線一帯にわたる石炭、森林、農地の開発に至る輸送系統を、五十キロ短縮するきわめて重要な路線として、昭和二十八年鉄道敷設法予定線に決定されているが、その敷設は関係地方住民の多年にわたる宿望であり、工事においても比較的容易に、鉄道採算上有利なる宿望を確信している。ついで、右鉄道の敷設を促進されたいといふのである。

三、請願の要旨及び目的
地方資源の開発並びに交通系統上の見地より請願区間の鉄道敷設につき考慮するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

昭和三十年十二月十五日

運輸委員長 松山 義雄
衆議院議長益谷秀次殿

一、請願の要旨及び目的
日豊線国分駅から、古江線古江駅を接続する鉄道の敷設は、南九州特定地域総合開発計画としてとり上げられてゐる開発計画の先鞭として、実施されねばならないものとして、要求する。

二、請願の議決理由
日豊線国分駅から、古江線古江駅を接続する鉄道の敷設は、南九州特定地域総合開発計画としてとり上げられてゐる開発計画の先鞭として、実施されねばならないものとして、要求する。

昭和三十年十二月十五日

運輸委員長 松山 義雄
衆議院議長益谷秀次殿

一、請願の要旨及び目的
日豊線国分駅から、古江線古江駅を接続する鉄道の敷設は、南九州特定地域総合開発計画としてとり上げられてゐる開発計画の先鞭として、実施されねばならないものとして、要求する。

二、請願の議決理由
日豊線国分駅から、古江線古江駅を接続する鉄道の敷設は、南九州特定地域総合開発計画としてとり上げられてゐる開発計画の先鞭として、実施されねばならないものとして、要求する。

昭和三十年十二月十五日

地方資源の調査を促す等の特
め、請願の議決理由

一、請願の議決理由
地方資源の調査を促す等の特
め、請願の議決理由

昭和三十年十二月十五日

運輸委員長 松山 義雄

衆議院議長谷秀次殿

新島県の港湾整備促進に關する
請願(請願者 新島県庁内新島
縣港務協会長村田三郎)(塚田十
一 郎君外一名紹介)(第三七九
号)に關する報告書

一、請願の要旨及び目的
産業の振興は運輸交通の良否に
負うところ甚大である。とくに
新島県の海岸線は五百キロに達
し、県行政上港の果たす役割は多
大となつてゐる。また近來は県營
三面発電の完成、就いて只見川そ
の他県内各地の電源開発に伴い、
各工場施設の拡張計画せられ、港
湾の利用は急速に増大するものと
考えられる。つては、(一)新島
港河港分離工事に着工すること、
(二)新島海岸欠損対策工事を大幅
に施行すること、(三)直江津港改
修計画を実施すること等を実現さ
れたいと願ふのである。

二、請願の議決理由

産業の振興並びに地方資源の開
発を促進するため、請願の趣旨に
沿うよう善処するを適當と認め
る。よつて本請願はこれを議院の
會議に付して採択すべきものと議
決した。なお、本請願はこれを議
院において採択の上は、内閣に送
付すべきものと認める。

昭和三十年十二月十五日

運輸委員長 松山 義雄

衆議院議長谷秀次殿

請願の趣旨に沿うよう善処するを
適當と認める。よつて本請願はこ
れを議院の會議に付して採択すべ
きものと議決した。なお、本請願
はこれを議院において採択の上は、
内閣に送付すべきものと認める。

一、請願の要旨及び目的
国際海運情勢の推移により、港
灣施設の近代化が強く要請され、
港湾の整備促進は現下の急務とな
つてゐるが、富山県下の伏木、富
山および魚津港は、本年度より港
灣整備六箇年計画を実施し、これ
が実現に努力してゐる現状にあ
る。つては、昭和三十一年度予
算においては、右三港に對し当該
港湾整備費を増額されたいといふ
のである。

二、請願の議決理由

港湾施設の近代化を図るため、
請願の趣旨に沿うよう善処するを
適當と認める。よつて本請願はこ
れを議院の會議に付して採択すべ
きものと議決した。なお、本請願
はこれを議院において採択の上は、
内閣に送付すべきものと認める。

昭和三十年十二月十五日

運輸委員長 松山 義雄

衆議院議長谷秀次殿

宇佐町、高知市間に土佐電気鉄
道バス乗入れの請願(請願者
高知県高岡郡宇佐町長山本信光
外一名)(森本靖子紹介)(第三八
一号)に關する報告書

一、請願の要旨及び目的
高知県高岡郡宇佐町と高知市と
を結ぶ交通機関は、高知交通の運
営するいわゆる興交バスだけであ
るが、昨今文化の向上、発展およ
び産業機構の近代化に伴い、交通
機関の利用度は日々に増大してい
る実情にあり、独占する単一の交
通機関にのみたよることにはきわ
て不十分である。つては、宇佐
町、高知市間に土佐電気鉄道バス
乗入れを実現されたいといふので
ある。

二、請願の議決理由

高知市と宇佐町とを結ぶ交通機
関の近代化に伴い、交通機関の利
用度は日々に増大してゐる実情に
あり、独占する単一の交通機関に
のみたよることにはきわて不十分
である。つては、宇佐町、高知市
間に土佐電気鉄道バス乗入れを
実現されたいといふのである。

三、請願の議決理由

当該地区の交通の利便をはかる

市内青笹町を中心とする、住民の
利用は増大しつつあるが、同駅は
簡易停車場であるため、貨物の取
扱がでず、物資の輸送にはきわ
めて不便を感じてゐる。つては、
青笹駅を貨客取扱駅に昇格せ
られたいといふのである。

一、請願の要旨及び目的
釜石線青笹駅は、設置以來遠野
市内青笹町を中心とする、住民の
利用は増大しつつあるが、同駅は
簡易停車場であるため、貨物の取
扱がでず、物資の輸送にはきわ
めて不便を感じてゐる。つては、
青笹駅を貨客取扱駅に昇格せ
られたいといふのである。

二、請願の議決理由

当該地区住民の利便をはかるた
め、要員予算等を勘案して請願の
趣旨につき善処せしめるよう措置
するを適當と認める。よつて本請
願はこれを議院の會議に付して採
択すべきものと議決した。なお、
本請願はこれを議院において採択
の上は内閣に送付すべきものと認
める。

昭和三十年十二月十五日

運輸委員長 松山 義雄

衆議院議長谷秀次殿

二戸線敷設に關する請願(請願
者 岩手県二戸郡浄法寺町小田
島芳三外二名)(山本猛夫君紹
介)(第四五九号)に關する報告書

一、請願の要旨及び目的
花輪線荒屋新町駅より分岐し、
浄法寺町に至る、二戸線鉄道の敷
設は、沿線の観光および農、林産
資源を開発し、本州の北部秋田、
青森両県を横断して、日本海岸に

二、請願の議決理由

二戸線敷設に關する請願(請願
者 岩手県二戸郡浄法寺町小田
島芳三外二名)(山本猛夫君紹
介)(第四五九号)に關する報告書

三、請願の議決理由

当該地区の交通の利便をはかる

にきつて重要な役割を果すも
のである。つては、二戸線の敷
設を促進し、東北開発に益せし
められたいといふのである。

一、請願の要旨及び目的
地方産業の振興並びに地方交通
の利便をはかるため、請願区間の
鉄道敷設につき善処するを適當
と認める。よつて本請願はこれを議
院の會議に付して採択すべきもの
と議決した。なお、本請願はこ
れを議院において採択の上は、内
閣に送付すべきものと認める。

二、請願の議決理由

地方産業の振興並びに地方交通
の利便をはかるため、請願区間の
鉄道敷設につき善処するを適當
と認める。よつて本請願はこれを議
院の會議に付して採択すべきもの
と議決した。なお、本請願はこ
れを議院において採択の上は、内
閣に送付すべきものと認める。

昭和三十年十二月十五日

運輸委員長 松山 義雄

衆議院議長谷秀次殿

岩手県、有芸間に國營自動車運
転開始の請願(請願者 岩手県
下閉伊郡有芸村長中村久八外一
名)(山本猛夫君紹介)(第四六〇
号)に關する報告書

一、請願の要旨及び目的
岩手県下閉伊郡有芸村は、農、
林、鉱産資源に恵まれてゐるが、
交通不便のため、産業の振興およ
び文化の発展を阻害してゐる。つ
ては、岩手県、有芸間の國營自
動車を、有芸村大字有芸まで延長
運転されたいといふのである。

二、請願の議決理由

地方交通の利便をはかる等のた
め、請願の趣旨につき考慮せしめ
るよう措置するを適當と認める。
よつて本請願はこれを議院の會議
に付して採択すべきものと議決し
た。なお、本請願はこれを議院に
おいて採択の上は、内閣に送付す
べきものと認める。

三、請願の議決理由

当該地区の交通の利便をはかる

國鉄小本線は現在宇津野まで開
通してゐるが、宇津野から内海ま
では、すでに路線、トンネル、橋
脚等も完了してゐる、とくに同路
線の沿線は地下資源に富み、その
開発を促進するためにもその完通
を強く期待されてゐる。また、現
在の八戸線の久慈駅から宮古に直
結するよう延長工事を実施するこ
とは、国立公園三陸海岸を控えて
ゐるので、今後観光客を誘致し、
豊富な地下資源を開発する上にき
わめて重要である。つては、小
本線開通工事を促進し、久慈から
宮古までの延長工事を実施されたい
といふのである。

一、請願の要旨及び目的
地方資源の開発並びに交通系結
上の見地より請願の趣旨につき考
慮するを適當と認める。よつて本
請願はこれを議院の會議に付して
採択すべきものと議決した。な
お、本請願はこれを議院において
採択の上は内閣に送付すべきもの
と認める。

二、請願の議決理由

地方資源の開発並びに交通系結
上の見地より請願の趣旨につき考
慮するを適當と認める。よつて本
請願はこれを議院の會議に付して
採択すべきものと議決した。な
お、本請願はこれを議院において
採択の上は内閣に送付すべきもの
と認める。

昭和三十年十二月十五日

運輸委員長 松山 義雄

衆議院議長谷秀次殿

鈴川駅名変更に關する請願(請
願者 静岡県吉原市長金子彦太
郎)(島山鶴吉君紹介)(第四六二
号)に關する報告書

一、請願の要旨及び目的
紙の都として有名な静岡県吉原
市は、人口増加に伴つて近時商工
業の発展はとくに目覚しく、日産
自動車会社をはじめ、大小工場は
林立し、これとともに要人の往
復、物資のふくそうは日を追うて
激増し、取引上の往來もまたきわ
めてひん繁であるが、同市の門戸
といふべき鈴川駅が市名と異つ
てゐるため市民および関係者の不
便は著しいものがある。つては、
東海道線鈴川駅を、吉原駅に
改められたいといふのである。

二、請願の議決理由

紙の都として有名な静岡県吉原
市は、人口増加に伴つて近時商工
業の発展はとくに目覚しく、日産
自動車会社をはじめ、大小工場は
林立し、これとともに要人の往
復、物資のふくそうは日を追うて
激増し、取引上の往來もまたきわ
めてひん繁であるが、同市の門戸
といふべき鈴川駅が市名と異つ
てゐるため市民および関係者の不
便は著しいものがある。つては、
東海道線鈴川駅を、吉原駅に
改められたいといふのである。

三、請願の議決理由

当該地区の交通の利便をはかる

二、請願の議決理由

当該請願名の変更については、検討の上、実情に即して請願の趣旨に沿うよう措置せしめるを適當と認める。よつて本請願はこれを議院の會議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれに送付すべきものと認める。

昭和三十年十二月十五日

運輸委員長 松山 義雄
衆議院議長益谷秀次殿

北海道の港湾整備促進に関する請願(請願者 北海道港湾協会 長小樽市長安達五郎外三十三名(推選三郎君外二名紹介)(第四六三三号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道における港湾の現況は、内外貿易事情の好転に伴い、次第に増加する船舶の出入および貨物の処理に悩んでゐるばかりでなく、最近急速に転換しつつある、沖合漁業の重要基地として、施設および機能整備が、漁船の大型化により著るしく立現れており、とくに北洋漁業の進展せる今日においては、これが基地として港湾の整備拡充は急務である。ついで、北海道港湾事業第一次計画の残事業を、昭和三十一年、二年度をもつて完成されたいというのである。

二、請願の議決理由

出入船舶の増加並びに船舶の大型化に対応して、請願の趣旨に沿うよう善処するを適當と認める。よつて本請願はこれを議院の會議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

昭和三十年十二月十五日

運輸委員長 松山 義雄
衆議院議長益谷秀次殿

岡山県の港湾整備増額に関する請願(請願者 岡山県庁内岡山県港湾漁協会長杉本昌太(推選吉田君外二名紹介)(第四六四号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
港湾の整備については、岡山県と最近の船舶の増大、工業材料製品の輸送増加等の勢に迫られ、得ない状態であり、かつ、近年港湾の整備に投せられた国費および財政投資は、はたは少額に過ぎ、公共事業費全体に比しても、港湾の比率が極度に低下している現状にあるため、経済発展上多大の支障をきたしてゐる。ついで、岡山県の昭和三十一年度港湾整備費予算を、大幅に増額されたいというのである。

二、請願の議決理由

船舶の大型化並びに取扱、貨物の増大に対応して、請願の趣旨に沿うよう善処するを適當と認める。よつて本請願はこれを議院の會議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

三、請願の要旨及び目的

船舶の大型化並びに取扱、貨物の増大に対応して、請願の趣旨に沿うよう善処するを適當と認める。よつて本請願はこれを議院の會議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

四、請願の議決理由

船舶の大型化並びに取扱、貨物の増大に対応して、請願の趣旨に沿うよう善処するを適當と認める。よつて本請願はこれを議院の會議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

五、請願の要旨及び目的

船舶の大型化並びに取扱、貨物の増大に対応して、請願の趣旨に沿うよう善処するを適當と認める。よつて本請願はこれを議院の會議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

十一年度の同県港湾整備費を、六億五千万円に増額されたいという請願(請願者 岡山県庁内岡山県港湾漁協会長杉本昌太(推選吉田君外二名紹介)(第四六四号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
取扱い貨物の増大に対応して請願の趣旨に沿うよう善処するを適當と認める。よつて本請願はこれを議院の會議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

二、請願の議決理由

船舶の大型化並びに取扱、貨物の増大に対応して、請願の趣旨に沿うよう善処するを適當と認める。よつて本請願はこれを議院の會議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

三、請願の要旨及び目的

船舶の大型化並びに取扱、貨物の増大に対応して、請願の趣旨に沿うよう善処するを適當と認める。よつて本請願はこれを議院の會議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

四、請願の議決理由

船舶の大型化並びに取扱、貨物の増大に対応して、請願の趣旨に沿うよう善処するを適當と認める。よつて本請願はこれを議院の會議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

五、請願の要旨及び目的

船舶の大型化並びに取扱、貨物の増大に対応して、請願の趣旨に沿うよう善処するを適當と認める。よつて本請願はこれを議院の會議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

愛媛県の港湾整備増額に関する請願(請願者 松山市県庁内愛媛県土木協会会長黒田政一(推選谷崎利君外二名紹介)(第四六七号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
港湾の整備は、貿易産業の振興、国内資源の開発上もつとも重要であり、近時の臨海工業地帯の発展、海運情勢の進展等に伴い、港湾の整備促進は強く要望されてゐるところであるが、現在の港湾の整備状況は、これら産業経済の要請を充足するには、まことに遠いものがある。ついで、愛媛県の港湾を整備するため、港湾関係公共事業費予算百九十億円の確保等につき配慮されたいというのである。

二、請願の議決理由

貿易産業の振興、国内資源の開発を促進するため、請願の趣旨に沿うよう善処するを適當と認める。よつて本請願はこれを議院の會議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

三、請願の要旨及び目的

貿易産業の振興、国内資源の開発を促進するため、請願の趣旨に沿うよう善処するを適當と認める。よつて本請願はこれを議院の會議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

四、請願の議決理由

貿易産業の振興、国内資源の開発を促進するため、請願の趣旨に沿うよう善処するを適當と認める。よつて本請願はこれを議院の會議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

五、請願の要旨及び目的

貿易産業の振興、国内資源の開発を促進するため、請願の趣旨に沿うよう善処するを適當と認める。よつて本請願はこれを議院の會議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

ついで、広島県の港湾整備費予算を増額されたいというのである

二、請願の議決理由
産業の振興並びに地方資源の開発を促進するため、請願の趣旨に沿うよう善処するを適當と認める。よつて本請願はこれを議院の會議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

三、請願の要旨及び目的

貿易産業の振興、国内資源の開発を促進するため、請願の趣旨に沿うよう善処するを適當と認める。よつて本請願はこれを議院の會議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

四、請願の議決理由

貿易産業の振興、国内資源の開発を促進するため、請願の趣旨に沿うよう善処するを適當と認める。よつて本請願はこれを議院の會議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

五、請願の要旨及び目的

貿易産業の振興、国内資源の開発を促進するため、請願の趣旨に沿うよう善処するを適當と認める。よつて本請願はこれを議院の會議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

神戸港の修築工事促進に關する
大正十三年十二月十五日
運輸委員長 松山 義雄
衆議院議長益谷秀次殿
本港の修築工事促進に關する
大正十三年十二月十五日
運輸委員長 松山 義雄
衆議院議長益谷秀次殿

一、請願の要旨及び目的
取扱貨物量の増大並びに入港船舶の増加に対応し、請願の趣旨に沿うよう善処するを適當と認める。よつて本請願はこれを議院の會議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

二、請願の議決理由
取扱貨物量の増大並びに入港船舶の増加に対応し、請願の趣旨に沿うよう善処するを適當と認める。よつて本請願はこれを議院の會議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

三、請願の要旨及び目的
坂出港は、近時貿易港として急激に利用度を高めている港であるが、現在の港施設をもつては、一万吨級大型貿易船の接岸が不可能なため、荷役はすべて不経済な沖でい泊にて行われている現状である。ついで、同港の泊地ならびに航路の水深を九メートル以上にしゆんせつするを、昭和三十一年度において予算を確保されたいものである。

四、請願の議決理由
大型船舶に対する荷役能率の向上を図るため、請願の趣旨に沿うよう善処するを適當と認める。よつて本請願はこれを議院の會議に

大正十三年十二月十五日
運輸委員長 松山 義雄
衆議院議長益谷秀次殿
本港の修築工事促進に關する
大正十三年十二月十五日
運輸委員長 松山 義雄
衆議院議長益谷秀次殿

一、請願の要旨及び目的
牟礼港は、昭和二十九年の台風十二号により、大きな被害をこうむつたまゝとなつてゐるが、これがため防波堤の破壊および水深の不足は、いさかい船舶の出入を阻害し、地方産業の発展等に支障をきたしている実情にある。ついで、牟礼港改修工事をすみやかに實現されたいものである。

二、請願の議決理由
牟礼港の現状にかんがみ、請願の趣旨に沿うよう善処するを適當と認める。よつて本請願はこれを議院の會議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

三、請願の要旨及び目的
観音寺港は、観音寺市地方における産業の発展に多大な寄与を致しつつあるが、開港以來なら改修工事が施行されず、また港施設がはなはだ貧弱なため、船舶の出入に著しく不便をきたしている現状にある。ついで、観音寺港の拡張工事を實施されたいものである。

四、請願の議決理由
観音寺港の拡張工事を促進するを適當と認める。よつて本請願はこれを議院の會議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

大正十三年十二月十五日
運輸委員長 松山 義雄
衆議院議長益谷秀次殿
本港の修築工事促進に關する
大正十三年十二月十五日
運輸委員長 松山 義雄
衆議院議長益谷秀次殿

一、請願の要旨及び目的
松山港は、松山市の玄関として同市の西端に位置し、本州、中国、九州を結ぶ運輸、交通の要衝を占めており、臨海工業港、観光港として近時飛躍的發展を遂げつつあるが、現在の港施設は不備であり、重要港としての使命を果し得ない現状にある。ついで、松山港修築整備計画を實現されたいものである。

二、請願の議決理由
松山港の重要港としての重要性にかんがみ、請願の趣旨に沿うよう善処するを適當と認める。よつて本請願はこれを議院の會議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

三、請願の要旨及び目的
宮古港の修築工事促進に關するを適當と認める。よつて本請願はこれを議院の會議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

四、請願の議決理由
宮古港の修築工事を促進するを適當と認める。よつて本請願はこれを議院の會議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

大正十三年十二月十五日
運輸委員長 松山 義雄
衆議院議長益谷秀次殿
本港の修築工事促進に關する
大正十三年十二月十五日
運輸委員長 松山 義雄
衆議院議長益谷秀次殿

一、請願の要旨及び目的
入港船舶の大型化に対応し、請願の趣旨に沿うよう善処するを適當と認める。よつて本請願はこれを議院の會議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

二、請願の議決理由
入港船舶の大型化に対応し、請願の趣旨に沿うよう善処するを適當と認める。よつて本請願はこれを議院の會議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

三、請願の要旨及び目的
高松港の整備増強に關するを適當と認める。よつて本請願はこれを議院の會議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

四、請願の議決理由
高松港の整備増強に關するを適當と認める。よつて本請願はこれを議院の會議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

大正十三年十二月十五日
運輸委員長 松山 義雄
衆議院議長益谷秀次殿
本港の修築工事促進に關する
大正十三年十二月十五日
運輸委員長 松山 義雄
衆議院議長益谷秀次殿

一、請願の要旨及び目的
三河、姫路港の拡張工事促進に關するを適當と認める。よつて本請願はこれを議院の會議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

二、請願の議決理由
三河、姫路港の拡張工事促進に關するを適當と認める。よつて本請願はこれを議院の會議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

三、請願の要旨及び目的
熊本の地方港湾の大半は、港施設として見るべきものが少なく、きわめて不経済な利用をしてゐるが、とくに合津、本渡、赤崎等の港湾は、局部改良工事実施によつて、有効に利用でき、地方港湾に対する局部改良費を増進されたいものである。

四、請願の議決理由
熊本の地方港湾の大半は、港施設として見るべきものが少なく、きわめて不経済な利用をしてゐるが、とくに合津、本渡、赤崎等の港湾は、局部改良工事実施によつて、有効に利用でき、地方港湾に対する局部改良費を増進されたいものである。

五、請願の議決理由
産業の振興並びに地方資源の開

発を促進するため、請願の趣旨に沿うより善処するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

昭和三十年十二月十五日
運輸委員長 松山 義雄
衆議院議長 谷本 秀次郎

一、請願の要旨及び目的
東北本線北福岡駅から、青森県田子町間に国鉄バス路線に指定されて以来、地方産業道路として利用価値をたかめているが、この路線を国立公園十和田湖群字線部まで延長されることにより受ける関係住民の利益は甚だ多に多である。

二、請願の議決理由
当該地区交通の利便をはかる等のため、請願の趣旨につき検討せしめるより措置するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

昭和三十年十二月十五日
運輸委員長 松山 義雄
衆議院議長 谷本 秀次郎

一、請願の要旨及び目的
本年三月国鉄三江線が開通せられたことは、同地方民の喜びとするところであるが、広島県双三郎作木村字唐吉、大山、および船佐村字所木部路の住民は、船佐駅までは相当の距離であり、しかも同区域は冬の降雪がわけて著しく、歩行の自由も失うため、ほとんど利用できない実情である。ついで、先般来、再三広島鉄道管理局において調査され、設置の申請もなされていくやにそく開する、作木に停車場を設置せられたというのである。

二、請願の議決理由
当該地区住民の利便をはかるため、要員予算等を勘案して請願の趣旨にそつて措置せしめるを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

昭和三十年十二月十五日
運輸委員長 松山 義雄
衆議院議長 谷本 秀次郎

一、請願の要旨及び目的
宮崎県の港湾整備費増額に関する請願(請願者 宮崎県庁内日本港湾協会宮崎支部長藤井清義(相川勝六君外一名紹介)(第五一五号)に関する報告書

二、請願の議決理由
国内産業の育成および発展の根幹をなしている港湾の整備は、一刻もゆるがせにできない問題であるにかかわらず、宮崎県の港湾に対する国庫補助は著しく少なく、しかも台風被害のため、港湾機能はきわめて阻害されている実情にある。ついで、昭和三十一年度港湾事業達成のため、大幅の予算増額をされたというのである。

昭和三十年十二月十五日
運輸委員長 松山 義雄
衆議院議長 谷本 秀次郎

一、請願の要旨及び目的
秋田県の港湾整備費増額に関する請願(請願者 秋田県庁内秋田県港湾協会会長武場祐吉(須磨彌吉郎君外五名紹介)(第五一六号)に関する報告書

二、請願の議決理由
秋田県における各港湾の貨物取扱量は、逐年増加の一途をたどりつつあるが、同県の港湾事業費の予算がきわめてきつなため、港湾整備事業は遅々として進まず、産業の振興に多大の支障をきたしている。ついで、昭和三十一年度において、秋田県の港湾整備費を増額されたというのである。

昭和三十年十二月十五日
運輸委員長 松山 義雄
衆議院議長 谷本 秀次郎

一、請願の要旨及び目的
秋田県の港湾整備費増額に関する請願(請願者 秋田県庁内秋田県港湾協会会長武場祐吉(須磨彌吉郎君外五名紹介)(第五一六号)に関する報告書

二、請願の議決理由
秋田県における各港湾の貨物取扱量は、逐年増加の一途をたどりつつあるが、同県の港湾事業費の予算がきわめてきつなため、港湾整備事業は遅々として進まず、産業の振興に多大の支障をきたしている。ついで、昭和三十一年度において、秋田県の港湾整備費を増額されたというのである。

地方産業経済開発上、最も重要な門戸である港湾整備が遅々として進まないことは遺憾である。ついで、同県港湾関係諸費の飛躍的増額をはかられたというのである。

昭和三十年十二月十五日
運輸委員長 松山 義雄
衆議院議長 谷本 秀次郎

一、請願の要旨及び目的
秋田県の港湾整備費増額に関する請願(請願者 秋田県庁内秋田県港湾協会会長武場祐吉(須磨彌吉郎君外五名紹介)(第五一六号)に関する報告書

二、請願の議決理由
秋田県における各港湾の貨物取扱量は、逐年増加の一途をたどりつつあるが、同県の港湾事業費の予算がきわめてきつなため、港湾整備事業は遅々として進まず、産業の振興に多大の支障をきたしている。ついで、昭和三十一年度において、秋田県の港湾整備費を増額されたというのである。

昭和三十年十二月十五日
運輸委員長 松山 義雄
衆議院議長 谷本 秀次郎

一、請願の要旨及び目的
秋田県の港湾整備費増額に関する請願(請願者 秋田県庁内秋田県港湾協会会長武場祐吉(須磨彌吉郎君外五名紹介)(第五一六号)に関する報告書

二、請願の議決理由
秋田県における各港湾の貨物取扱量は、逐年増加の一途をたどりつつあるが、同県の港湾事業費の予算がきわめてきつなため、港湾整備事業は遅々として進まず、産業の振興に多大の支障をきたしている。ついで、昭和三十一年度において、秋田県の港湾整備費を増額されたというのである。

昭和三十年十二月十五日
運輸委員長 松山 義雄
衆議院議長 谷本 秀次郎

一、請願の要旨及び目的
秋田県の港湾整備費増額に関する請願(請願者 秋田県庁内秋田県港湾協会会長武場祐吉(須磨彌吉郎君外五名紹介)(第五一六号)に関する報告書

二、請願の議決理由
秋田県における各港湾の貨物取扱量は、逐年増加の一途をたどりつつあるが、同県の港湾事業費の予算がきわめてきつなため、港湾整備事業は遅々として進まず、産業の振興に多大の支障をきたしている。ついで、昭和三十一年度において、秋田県の港湾整備費を増額されたというのである。

昭和三十年十二月十五日
運輸委員長 松山 義雄
衆議院議長 谷本 秀次郎

一、請願の要旨及び目的
秋田県の港湾整備費増額に関する請願(請願者 秋田県庁内秋田県港湾協会会長武場祐吉(須磨彌吉郎君外五名紹介)(第五一六号)に関する報告書

二、請願の議決理由
秋田県における各港湾の貨物取扱量は、逐年増加の一途をたどりつつあるが、同県の港湾事業費の予算がきわめてきつなため、港湾整備事業は遅々として進まず、産業の振興に多大の支障をきたしている。ついで、昭和三十一年度において、秋田県の港湾整備費を増額されたというのである。

昭和三十年十二月十五日
運輸委員長 松山 義雄
衆議院議長 谷本 秀次郎

一、請願の要旨及び目的
秋田県の港湾整備費増額に関する請願(請願者 秋田県庁内秋田県港湾協会会長武場祐吉(須磨彌吉郎君外五名紹介)(第五一六号)に関する報告書

二、請願の議決理由
秋田県における各港湾の貨物取扱量は、逐年増加の一途をたどりつつあるが、同県の港湾事業費の予算がきわめてきつなため、港湾整備事業は遅々として進まず、産業の振興に多大の支障をきたしている。ついで、昭和三十一年度において、秋田県の港湾整備費を増額されたというのである。

一、請願の要旨及び目的
秋田県の港湾整備費増額に関する請願(請願者 秋田県庁内秋田県港湾協会会長武場祐吉(須磨彌吉郎君外五名紹介)(第五一六号)に関する報告書

二、請願の議決理由
秋田県における各港湾の貨物取扱量は、逐年増加の一途をたどりつつあるが、同県の港湾事業費の予算がきわめてきつなため、港湾整備事業は遅々として進まず、産業の振興に多大の支障をきたしている。ついで、昭和三十一年度において、秋田県の港湾整備費を増額されたというのである。

昭和三十年十二月十五日
運輸委員長 松山 義雄
衆議院議長 谷本 秀次郎

一、請願の要旨及び目的
秋田県の港湾整備費増額に関する請願(請願者 秋田県庁内秋田県港湾協会会長武場祐吉(須磨彌吉郎君外五名紹介)(第五一六号)に関する報告書

二、請願の議決理由
秋田県における各港湾の貨物取扱量は、逐年増加の一途をたどりつつあるが、同県の港湾事業費の予算がきわめてきつなため、港湾整備事業は遅々として進まず、産業の振興に多大の支障をきたしている。ついで、昭和三十一年度において、秋田県の港湾整備費を増額されたというのである。

昭和三十年十二月十五日
運輸委員長 松山 義雄
衆議院議長 谷本 秀次郎

一、請願の要旨及び目的
秋田県の港湾整備費増額に関する請願(請願者 秋田県庁内秋田県港湾協会会長武場祐吉(須磨彌吉郎君外五名紹介)(第五一六号)に関する報告書

二、請願の議決理由
秋田県における各港湾の貨物取扱量は、逐年増加の一途をたどりつつあるが、同県の港湾事業費の予算がきわめてきつなため、港湾整備事業は遅々として進まず、産業の振興に多大の支障をきたしている。ついで、昭和三十一年度において、秋田県の港湾整備費を増額されたというのである。

昭和三十年十二月十五日
運輸委員長 松山 義雄
衆議院議長谷秀次殿
運輸部部長 松山 義雄

舞鶴港の修築工事促進に関する
請願(請願者 京都府知事堀川
虎三外一名)(前尾三郎君紹介
(第五二二号)に附する報告書

一、請願の要旨及び目的
舞鶴港西港第二ふ頭岸壁を、一
万総トン級船舶一バス接岸可能
ならしめるよう、水深十メートル
に改造するとともに、航路のしゆ
んせつを昭和三十一年度において
国直轄事業として実施できるよ
う、予算を増額されたいというの
である。

二、請願の議決理由
舞鶴港の重要性にかんがみ、請
願の趣旨に沿うよう善処するを適
当と認める。よつて本請願はこれ
を議院の決議に付して採択すべき
ものと議決した。なお、本請願は
これを議院において採択の上は、
内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。

昭和三十年十二月十五日
運輸委員長 松山 義雄
衆議院議長谷秀次殿
運輸部部長 松山 義雄

舞鶴港の修築工事促進に関する
請願(請願者 京都府知事堀川
虎三外一名)(前尾三郎君紹介
(第五二二号)に附する報告書

一、請願の要旨及び目的
舞鶴港は水深浅く、岸壁も整備
されていなく、一万トン級船舶
の接岸が不可能で、輸送費が高
く、港勢の伸展を阻害すること
はなほだし。ついで、昭和三十
一年度の港務修築費予算を増額
し、該港の修築工事を促進され
たいというのである。

昭和三十年十二月十五日
運輸委員長 松山 義雄
衆議院議長谷秀次殿
運輸部部長 松山 義雄

舞鶴港の修築工事促進に関する
請願(請願者 京都府知事堀川
虎三外一名)(前尾三郎君紹介
(第五二二号)に附する報告書

一、請願の要旨及び目的
舞鶴港は水深浅く、岸壁も整備
されていなく、一万トン級船舶
の接岸が不可能で、輸送費が高
く、港勢の伸展を阻害すること
はなほだし。ついで、昭和三十
一年度の港務修築費予算を増額
し、該港の修築工事を促進され
たいというのである。

二、請願の議決理由
舞鶴港の重要性にかんがみ、請
願の趣旨に沿うよう善処するを適
当と認める。よつて本請願はこれ
を議院の決議に付して採択すべき
ものと議決した。なお、本請願は
これを議院において採択の上は、
内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。

昭和三十年十二月十五日
運輸委員長 松山 義雄
衆議院議長谷秀次殿
運輸部部長 松山 義雄

舞鶴港の修築工事促進に関する
請願(請願者 京都府知事堀川
虎三外一名)(前尾三郎君紹介
(第五二二号)に附する報告書

一、請願の要旨及び目的
舞鶴港は水深浅く、岸壁も整備
されていなく、一万トン級船舶
の接岸が不可能で、輸送費が高
く、港勢の伸展を阻害すること
はなほだし。ついで、昭和三十
一年度の港務修築費予算を増額
し、該港の修築工事を促進され
たいというのである。

昭和三十年十二月十六日
内閣委員長 山本 象吉
衆議院議長谷秀次殿
内閣部部長 山本 象吉

恩給法の一部改正に関する請願
(請願者 神戸市灘区天城通六
丁目四十九番地九鬼隆治(世耕
弘一君紹介(第四二二号)に附
する報告書

一、請願の要旨及び目的
恩給法の一部改正によつて死亡
公務員の遺族が、遺族となる
のであるが、附則第三条におい
て同一戸籍内にあることが規定さ
れてゐるため、神戸市灘区天城通
六丁目四十九番地九鬼隆治の妻河
尻さきのごとく、実母でありなが
ら同法の適用より除外されるとい
ふ不利益を生じてゐる。ついで
は、公務員死亡の当時、同一戸籍
になつた者でも同法の適用を受
けられよう、同法を改正された
といふのである。

二、請願の議決理由
旧民法適用下における請願者の
特殊事情にかんがみ、本請願の趣
旨は十分考慮するを必要と認め、
これを議院の決議に付して採択す
べきものと議決した。なお、本請
願は、これを議院において採択の上
は、内閣に送付すべきものと認
める。
右報告する。

昭和三十年十二月十六日
内閣委員長 山本 象吉
衆議院議長谷秀次殿
内閣部部長 山本 象吉

恩給法の一部改正に関する請願
(請願者 神戸市灘区天城通六
丁目四十九番地九鬼隆治(世耕
弘一君紹介(第四二二号)に附
する報告書

一、請願の要旨及び目的
恩給法の一部改正によつて死亡
公務員の遺族が、遺族となる
のであるが、附則第三条におい
て同一戸籍内にあることが規定さ
れてゐるため、神戸市灘区天城通
六丁目四十九番地九鬼隆治の妻河
尻さきのごとく、実母でありなが
ら同法の適用より除外されるとい
ふ不利益を生じてゐる。ついで
は、公務員死亡の当時、同一戸籍
になつた者でも同法の適用を受
けられよう、同法を改正された
といふのである。

昭和三十年十二月十六日
内閣委員長 山本 象吉
衆議院議長谷秀次殿
内閣部部長 山本 象吉

自衛隊の行軍に際し、特車その
他重車車両の往來が近時とみに
ひん繁に、道路および橋等の
施設の損傷はなほだしのものがあ
る。ついで、これが補修改善に
要する費用を国庫負担されたいと
いうのである。

二、請願の議決理由
当該地区地元民の要望にかんが
み、本請願の趣旨は十分考慮する
を必要と認め、これを議院の決議
に付して採択すべきものと議決し
た。なお、本請願は、これを議院
において採択の上は、内閣に送付
すべきものと認める。
右報告する。

昭和三十年十二月十六日
内閣委員長 山本 象吉
衆議院議長谷秀次殿
内閣部部長 山本 象吉

自衛隊の行軍に際し、特車その
他重車車両の往來が近時とみに
ひん繁に、道路および橋等の
施設の損傷はなほだしのものがあ
る。ついで、これが補修改善に
要する費用を国庫負担されたいと
いうのである。

二、請願の議決理由
当該地区地元民の要望にかんが
み、本請願の趣旨は十分考慮する
を必要と認め、これを議院の決議
に付して採択すべきものと議決し
た。なお、本請願は、これを議院
において採択の上は、内閣に送付
すべきものと認める。
右報告する。

昭和三十年十二月十六日
内閣委員長 山本 象吉
衆議院議長谷秀次殿
内閣部部長 山本 象吉

昭和三十年十二月十六日
内閣委員長 山本 象吉
衆議院議長谷秀次殿
内閣部部長 山本 象吉

駐留軍労働者に対する新労務基
本契約実施に関する請願(請願
者 東京都港区芝三田四国町十
番地六号日本駐留軍労働組合
中央執行委員長長門司亮(吉川
光君紹介(第一七〇号)に附
する報告書

一、請願の要旨及び目的
昭和二十八年十月九日日本駐留
軍労働組合と米國との新労務契約
本文の調印は終了したものの、同
本文については付属書関係の全部
の審議が完了し調印しなれば免
効しないこととなつてゐるため、
いまだに免効せざる、駐留軍労働
者は占領下の不平等労働条件を余
儀なくされてゐる現状にある。
ついで、駐留軍労働者の新労務
契約がすみやかに免効し、平等契
約の労働条件によつて労働できる
よう善処されたいといふのであ
る。

二、請願の議決理由
駐留軍労働者が占領下の不平等
労働条件を余儀なくされてゐる
実情にかんがみ、本請願の趣旨な
らびに十分考慮の必要がある
ものと認め、これを議院の決議
に付して採択すべきものと議決し
た。なお、本請願はこれを議院に
おいて採択の上は、内閣に送付す
べきものと認める。
右報告する。

昭和三十年十二月十六日
内閣委員長 山本 象吉
衆議院議長谷秀次殿
内閣部部長 山本 象吉

駐留軍労働者に対する新労務基
本契約実施に関する請願(請願
者 東京都港区芝三田四国町十
番地六号日本駐留軍労働組合
中央執行委員長長門司亮(吉川
光君紹介(第一七〇号)に附
する報告書

一、請願の要旨及び目的
昭和二十八年十月九日日本駐留
軍労働組合と米國との新労務契約
本文の調印は終了したものの、同
本文については付属書関係の全部
の審議が完了し調印しなれば免
効しないこととなつてゐるため、
いまだに免効せざる、駐留軍労働
者は占領下の不平等労働条件を余
儀なくされてゐる現状にある。
ついで、駐留軍労働者の新労務
契約がすみやかに免効し、平等契
約の労働条件によつて労働できる
よう善処されたいといふのであ
る。

一、請願の要旨及び目的

駐留軍労働者は、今日激しい労働条件下に労働を余儀なくされておられ、しかも米軍軍事予算の削減により、多数の人員整理が実施されていくが、駐留軍労働者の退職条件は国家公務員に比し著しく劣悪であることはきわめて遺憾である。ついては、駐留軍労働者の人員整理に際しては、現行退職手当支給規定の三十三パーセント相当額に対する特別手当を支給する立法措置をすみやかに講ぜられたらというのである。

二、請願の議決理由

駐留軍労働者の退職条件は、国家公務員に比して劣悪であると認められる実情にかんがみ、本請願の趣旨ならびに目的は妥当と認め、これを議院の決議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

昭和三十年十二月十六日
右報告する。

内閣委員長 山本 象吉
衆議院議長益谷秀次殿

昭和三十年国勢調査諸経費の全額国庫負担に関する請願(請願者 札幌市議会議員福島利雄)(町村金五君紹介)(第三三八号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

政府は行政事務の再配分を実施し、地方公共団体の事務範囲を規定したが、市の取扱い事務中、機関委任事務は少なくないにかかわらず、諸経費の国庫負担はきわめて激甚たるもので、これがためひつ迫した市政にいつそう拍車をかけている現状にある。ついては、昭和三十年国勢調査諸経費を、全額国庫負担し、すみやかに交付されたらというのである。

二、請願の議決理由

国勢調査の重要性および地方財政の充実にあつて、本請願の趣

本請願はこれを議院の決議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

昭和三十年十二月十六日
右報告する。

内閣委員長 山本 象吉
衆議院議長益谷秀次殿

文官恩給の不均衡調整に関する請願(請願者 佐賀市中ノ橋小路佐賀退職公務員連盟会長福島清太郎外三千八百五十名)(崎勝次君紹介)(第三六三三号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

先般恩給法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案の審議に際し、文官恩給の不均衡の事実が確認され、これが是正についで、急速に解決の方途を講ずべきむねの附帯決議がなされたことは、まことに感謝にたえない。ついては、これが附帯決議の実現については、すみやかに措置されたらというのである。

二、請願の議決理由

退職年次の相違による不均衡の事実および恩給法の一部を改正する法律の一部を改正する法律(昭和三十年法律第一四三三号)の附帯決議にかんがみ、本請願の趣旨は適當なものと認め、これを議院の決議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

昭和三十年十二月十六日
右報告する。

内閣委員長 山本 象吉
衆議院議長益谷秀次殿

未帰還公務員留守家族の処遇改善に関する請願(請願者 東京都千代田区西神田二丁目二番地東方学会日留守家族団体全国協議会長有田田八郎)(愛田新吉君紹介)(第三六七号)(阿部新吉君紹介)(第三六七号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

改正恩給法附則第三十条第二項但書の規定により、未帰還公務員の留守家族に対し、普通恩給が支給されることになったが、恩給法第五十八条の三第一項の若年停止に關する規定の適用を受けるため、事實上有名無実になつてゐる。ついては、未帰還公務員の留守家族に對して支給される普通恩給について、若年停止に關する規定を適用しないよう、同法を改正するとともに、未帰還公務員の遺族に支給する公務扶助料は、未帰還公務員の死亡した日の属する月の翌月から支給されるよう、同法を改正されたいというのである。

二、請願の議決理由

若年停止の本旨および未帰還公務員の留守家族の生活実情にかんがみ、本請願の趣旨は適當なものと認め、これを議院の決議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

六、三制実施後相當の年月を経ているにもかかわらず、まだ屋内体操場が完備されず、会津若松市においても屋内体操場を有しない学校が多く、冬期間児童は運動の場所がなく、健康体育上憂慮すべき状況にあるので、同市は冬期間屋内体操場に代る施設として屋内運動施設にスキー場の建設を計画している。ついては、積雪地方の児童用スキー場建設に對する起債措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願のごとき地方の特殊事情に基く事業についても、形式的な基準によらず、実質的な効果を考へて起債措置を行ひ得る途を拓くことは行政の實際的効率の運営上必要と認める。よつて本請願はこれを議院の決議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

三、請願の議決理由

本請願のごとき地方の特殊事情に基く事業についても、形式的な基準によらず、実質的な効果を考へて起債措置を行ひ得る途を拓くことは行政の實際的効率の運営上必要と認める。よつて本請願はこれを議院の決議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

地方行政

委員長 大矢 省三
衆議院議長益谷秀次殿

地方財政再建促進特別措置法制定に關する請願(請願者 鹿児島県議会議員田中茂雄)(上林山榮吉君紹介)(第三三三三号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

地方財政窮乏の現状は、今にしては外はなほ、その再建整備は現下の急務である。よつて政府が前国会に提案した地方財政再建促進特別措置法中、極端に地方公共団体の自主性を阻害する規定については、これを修正し、同法案のすみやかなる成立を期待するといふのである。

二、請願の議決理由

今国会において、地方財政再建促進特別措置法が成立したの

方公共団体の自主性を阻害しないよう今後十分留意する必要がある。よつて本請願はこれを議院の決議に付して採択すべきものと議決した。

昭和三十年十二月十六日
右報告する。

地方行政 大矢 省三
衆議院議長益谷秀次殿

地方交付税における高校単位費引上げに關する請願(請願者 松山市持田町愛媛県立東高等学校校内愛媛県高等学校教職員組合長福田直記)(關谷勝利君紹介)(第三七三三号)同(請願者 高知市丸の内二友千鳥会館内高知県立高等学校教職員組合執行委員長長瀬一郎)(佐竹晴記君紹介)(第四六三三号)同(請願者 北海道南空知郡岩見沢農業高等学校校長成田清助外一名)(小平忠君紹介)(第四七三三号)同(請願者 山形市香澄町教育会館内山形県高等学校教職員組合山形地区支部長藤仁右門外一名)(松浦東介君紹介)(第六八三三号)同(請願者 愛媛県新居町市東雲町三浦秀)(安平鹿一君紹介)(第一二三三三号)同(請願者 米沢市門東町山形県高等学校教職員組合置賜支部長石栗正二)(黒金泰美君紹介)(第三五三三三号)及同(請願者 大津市東浦町滋賀県公立高等学校教職員組合執行委員長和田弥治郎外三名)(小林郁君紹介)(第四一七三三三号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

六、三、三、四の新學制が施行されて以來、大学の整備充実は優先的になされて今日に至つたが、高等学校はもとより忘れられがちであり、今日新學制の中に暗い問題点を積み重ねてゐるが、その根本問題は高校の単位費用にかかつており、現行の九千五百七十二円をもつては、きつていへば、維持するに足らないものである。

二、請願の議決理由

六、三、三、四の新學制が施行されて以來、大学の整備充実は優先的になされて今日に至つたが、高等学校はもとより忘れられがちであり、今日新學制の中に暗い問題点を積み重ねてゐるが、その根本問題は高校の単位費用にかかつており、現行の九千五百七十二円をもつては、きつていへば、維持するに足らないものである。

三、請願の議決理由

六、三、三、四の新學制が施行されて以來、大学の整備充実は優先的になされて今日に至つたが、高等学校はもとより忘れられがちであり、今日新學制の中に暗い問題点を積み重ねてゐるが、その根本問題は高校の単位費用にかかつており、現行の九千五百七十二円をもつては、きつていへば、維持するに足らないものである。

地方財政再建促進特別措置法制定に關する請願

地方財政再建促進特別措置法制定に關する請願(請願者 鹿児島県議会議員田中茂雄)(上林山榮吉君紹介)(第三三三三号)に関する報告書

昭和三十二年十二月十六日

地方交付税の単位費用に
て、義務教育費については一応現
実に即した単価が計上されている
が、高等学校の経費はこれに比し
て著しく低い見解がなされてい
る現状は、教育費の地方財政に占
める重要性にかんがみ速やかに是
正する必要があるもので、交付税の
総額の拡充とも関連して検討すべ
きものと認める。よつて本議院は
これを議院の会議に付して採択す
べきものと議決した。なお、本議
院はこれを議院において採択の上
は、内閣に送付すべきものと認め
る。

右報告する。

昭和三十二年十二月十六日

地方行政 大矢 省三

委員長

衆議院議長益谷秀次殿
公衆浴場業に対する事業税軽減
に関する請願(請願者 東京都
千代田区神田豊島町四番地全
公衆浴場組合連合会長長谷盛一
外八名)(渡瀬元三郎君紹介)(第
三八号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

昭和二十七年第十六回国会にお
いて公衆浴場業がクリーニング業
と同様に特別所得税第二種に改正
されたのであるが、その後一年も
経ずして第一種事業に指定された
ことは、同事業の実態を無視した
措置であつてまことに遺憾にたえ
ない。ついで第二十二回国会の
地方税法改正の際、第二種の指定
を受けたクリーニング業に対する
と同様に、同事業に対しても経営
上より技術面の勘案または自家労
働等を考慮して、第三種事業税の
取扱を受けるよう措置されたいと
いうのである。

二、請願の議決理由

公衆浴場については、まさに、
事業の公共性等の見地から、低税

昭和三十二年十二月十六日

地方交付税の単位費用に
て、義務教育費については一応現
実に即した単価が計上されている
が、高等学校の経費はこれに比し
て著しく低い見解がなされてい
る現状は、教育費の地方財政に占
める重要性にかんがみ速やかに是
正する必要があるもので、交付税の
総額の拡充とも関連して検討すべ
きものと認める。よつて本議院は
これを議院の会議に付して採択す
べきものと議決した。なお、本議
院はこれを議院において採択の上
は、内閣に送付すべきものと認め
る。

右報告する。

昭和三十二年十二月十六日

地方行政 大矢 省三

委員長

衆議院議長益谷秀次殿
地方交付税増額に関する請願
(請願者 宮城県黒川郡地方町村
会長早坂庄之助)(愛知探一君紹
介)(第六七号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

地方財政の困窮はその極に達
し、各自治体は自立態勢の整備に
懸命の努力を払つてゐるが、遺憾
ながら力及ばず、ひたすら政府の
施策確立に大なる期待をかけて
いる実情である。ついで、地方
団体の財源不足額五百億円を地方
交付税およびたばこ消費税率引き
上げにより補てんとするとともに、
地方財政再建促進特別措置法案を
すみやかに成立せしめる等の措置
を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

地方財政窮乏の重大な原因が地
方財政計画における必要経費の算
入漏れ又は算定不足にあることは
申すまでもない。これは、その是
正とこれに伴う不足財源の補てん
は刻下の急務であつて、これを交
付税の繰上率引上げ並びにたばこ
消費税率の繰上率引上げに求めるべき
ことも既に常識となつてゐる。本
議院の趣旨は誠に当然のことと認
められる。よつて本議院はこれを
議院の会議に付して採択すべきも
のと議決した。なお、本議院は、
これを議院において採択の上は、

昭和三十二年十二月十六日

地方交付税の単位費用に
て、義務教育費については一応現
実に即した単価が計上されている
が、高等学校の経費はこれに比し
て著しく低い見解がなされてい
る現状は、教育費の地方財政に占
める重要性にかんがみ速やかに是
正する必要があるもので、交付税の
総額の拡充とも関連して検討すべ
きものと認める。よつて本議院は
これを議院の会議に付して採択す
べきものと議決した。なお、本議
院はこれを議院において採択の上
は、内閣に送付すべきものと認め
る。

右報告する。

昭和三十二年十二月十六日

地方行政 大矢 省三

委員長

衆議院議長益谷秀次殿
地方交付税法の一部改正に関す
る請願(請願者 宮崎県議会議
長藤井清義)(川野芳清君外五名
紹介)(第一五八号)に関する報
告書

一、請願の要旨及び目的

地方財政のひつ迫はその極に達
し、町村の自治運営に暗影を生
じようとしてゐるとき、公共事
業費に対する国または県費補助金
の未交付が相当多額に達し、かか
る現状にあつては町村財政は収拾
すべからざる破綻に陥ること
明らかである。ついで、これら
補助金の急速完全交付と、未交付
による町村負債の利子補給を行わ
れたいというのである。

二、請願の議決理由

国費又は県費の補助金の決定な
いし交付の遅延が、地方財政を圧
迫している事例はきわめて多いの
であつて、かかる事態を生ぜしめ
ないよう措置するとともに遅延に
基づく地方団体の一時借入金に対
しては利子補給等の方法を講ずるこ
とは当然の措置と認められる。よ
つて本議院はこれを議院の会議に
付して採択すべきものと議決し
た。なお、本議院はこれを議院に
おいて採択の上は、内閣に送付す
べきものと認める。

昭和三十二年十二月十六日

地方交付税の単位費用に
て、義務教育費については一応現
実に即した単価が計上されている
が、高等学校の経費はこれに比し
て著しく低い見解がなされてい
る現状は、教育費の地方財政に占
める重要性にかんがみ速やかに是
正する必要があるもので、交付税の
総額の拡充とも関連して検討すべ
きものと認める。よつて本議院は
これを議院の会議に付して採択す
べきものと議決した。なお、本議
院はこれを議院において採択の上
は、内閣に送付すべきものと認め
る。

右報告する。

昭和三十二年十二月十六日

地方行政 大矢 省三

委員長

衆議院議長益谷秀次殿
宮崎県に対する特別交付税のわ
く増額に関する請願(請願者
宮崎県議会議長藤井清義)(小山
長規君外五名紹介)(第一五九
号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

宮崎県は台風常襲地帯にして、
毎年台風発生にともなふ大規模の
支出を余儀なくされてゐるため、
同県財政は窮乏の一途をたどつて
いるが、さらに今次の台風二十二
号により徹底的な打撃を受け、も

二、請願の議決理由

台風常襲地帯における地方団体
の財政窮乏の主因は、年ごとの台
風による被害の復旧費が多額に上
ることにあるのであつて、これら
地方に特別の起債のわくを設ける

昭和三十二年十二月十六日

地方交付税の単位費用に
て、義務教育費については一応現
実に即した単価が計上されている
が、高等学校の経費はこれに比し
て著しく低い見解がなされてい
る現状は、教育費の地方財政に占
める重要性にかんがみ速やかに是
正する必要があるもので、交付税の
総額の拡充とも関連して検討すべ
きものと認める。よつて本議院は
これを議院の会議に付して採択す
べきものと議決した。なお、本議
院はこれを議院において採択の上
は、内閣に送付すべきものと認め
る。

右報告する。

昭和三十二年十二月十六日

地方行政 大矢 省三

委員長

衆議院議長益谷秀次殿
宮崎県に対する起債の特別わく
設定に関する請願(請願者 宮
崎県議会議長藤井清義)(相川勝
六君外五名紹介)(第一六〇号)
に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

宮崎県は台風常襲地帯のため、
かねてより政府にその根本的対策
を要望してゐるところ、またして
も今次の台風二十二号により百四
十一億円を突破する大被害を受け
たが、現下の窮乏せる同県財政を
もつては、その応急措置をも果し
得ない実情にある。ついで、当
面の打開策として宮崎県に対する
起債の特別わくを設定されたいと
いうのである。

二、請願の議決理由

台風常襲地帯における地方団体
の財政窮乏の主因は、年ごとの台
風による被害の復旧費が多額に上
ることにあるのであつて、これら
地方に特別の起債のわくを設ける

昭和三十年十二月十六日

衆議院議長益谷秀次殿

一、請願の要旨及び目的

一、請願の要旨及び目的

二、請願の議決理由

二、請願の議決理由

11-244-17-3065

11-244-17-3065

地方行政
委員長
大矢 省三

院議長益谷秀次殿

請願の要旨及び目的

請願の要旨及び目的

のである。

のである。

昭和三十年十二月十六日

昭和三十年十二月十六日

THE UNIVERSITY OF CHICAGO PRESS

[illegible]

財政の繁栄、
度合を深め、
赤字額は昭和

年度四百六十二億円、昭和

重田とたゞ支那をきか
青である。ついで、

重田とたゞ支那をきか
青である。ついで、

解決し得ない段階

解決し得ない段階

衆議院議長益谷秀次氏

衆議院議長益谷秀次氏

THE

THE

せられた額は、総建設費

四に比べわずか四百万円

一、請願の議決理由

一、請願の議決理由

昭和三十年十二月十六日

昭和三十年十二月十六日

水害被災地方団体

水害被災地方団体

— 10 —

— 10 —

すべきものと認める。

20

齊東野語 卷之四

齊東野語 卷之四

を除き保安処分に

を除き保安処分に

昭和三十年十二月

昭和三十年十二月

THE

THE

昭和三十年十二月十六日

法務委員長 高橋 貞一

農林水産委員会

米穀検査規格引
下げに関する請願(請願者 福島県会津若松市議會議長佐藤光治)(八田貞義君紹介)(第一四号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

最近の米穀検査等級実績は、現行生産価格の標準価格が三等を基準として設定されているにもかかわらず、四等および三等に集中している現状であり、とくに積雪寒冷地帯においては、その大部分が四、三等の低位等級となつてゐるため、農家経済に至大の影響を及ぼしてゐる。ついで、積雪寒冷地帯に対する米穀検査規格を、現行の標準等級である三等を頂点とした平均分布を示すように引き下げられたといふのである。

二、請願の議決理由

農家経済向上のため、米穀の政府買入価格についてはさらにその合理化を図るべきである。よつて本請願はこれを議院の決議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

昭和三十年十二月十六日

農林水産 村松 久義

衆議院議長益谷秀次殿

米の直接統制継続に関する請願

(請願者 鹿児島県議會議長田中茂穂)(上林山榮吉君紹介)(第一五号)、同(請願者 鹿児島県議會議長大西栄蔵)(小牧次生君紹介)(第一七八号)及び同(請願者 静岡市昭和町二ノ三十五番地亀井三郎外五万六千五百五十六号)(下川大郎君紹介)(第二三六号)に関する報告書

は生産地一日分、消費地三日分の米の増配を行つたが、その価格は一石当り約九百四の値上げとなつており、このことは消費者に対する負担を増加せんとするもので、統制撤廃の準備措置といわざるを得ない。現段階においては、需給価格の安定の面から米の直接統制は農民および一般消費者にとつて絶対必要である。よつて政府は、米の直接統制を存続し、かつ消費者米価は現行価格にすえおかれたといふのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は至当である。よつて本請願はこれを議院の決議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

昭和三十年十二月十六日

農林水産 村松 久義

衆議院議長益谷秀次殿

国営笠之原地区畑地かんがい工事施行等に関する請願(請願者 鹿児島県議會議長田中茂穂)(上林山榮吉君紹介)(第一六号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

国営笠之原地区六千町歩の畑地かんがい事業は、昭和二十六年以来三箇年にわたつて基本調査を完了し、事業費二十九億円をもつて事業着手の体制を整へてゐるが、これが実施はわが国食糧自給体制確立の上焦の急務となつてゐる。ついで、国営笠之原地区畑地かんがい事業の工事をすみやかに施行せられるとともに、鹿児島に設置されたい農林省陸稲試験地を復活されたいといふのである。

二、請願の議決理由

食糧増産のため、土地改良事業および新灌漑事業等を早急に進めねばならぬ。よつて本請願はこれを議院の決議に付して採択すべきものと認める。

べきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は、至当である。よつて本請願はこれを議院の決議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

昭和三十年十二月十六日

農林水産 村松 久義

衆議院議長益谷秀次殿

台風常襲地帯における農林水産業の災害防除に関する特別措置法制定に関する請願(請願者 鹿児島県議會議長田中茂穂)(上林山榮吉君紹介)(第一七号)及び同(請願者 宮崎県議會議長有田秀秋)(小山長規君外五名紹介)(第一七九号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

前国会において台風常襲地帯に対する農林水産業の保護立法として提案された、台風常襲地帯に対する農林水産業の災害防除に関する特別措置法案の通過成立を切望したにもかかわらず、ついに遺憾となつたことは、まことに遺憾である。ついで、今国会において同法案を成立せしめられたといふのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は、至当である。よつて本請願はこれを議院の決議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

一、請願の要旨及び目的

高知県においては、全国最低の米食率である毎月八日しか内地米の配給を受けておらず、本年は例年にならぬ豊作であることから当然増配されるであろうと期待してゐたが、政府は予約交付の予定量を上回つた分を希望配給の予定量として、期待を裏切り消費者を形而上回つた米価で配給しようとするのには、主要食糧の国家管理のため、主として集荷されるところである。よつては、集荷されるところの内地米を現行の配給ルートにのせるとともに、内地米配給の地域差を撤廃し消費率に対する配給率を引き上げられたいといふのである。

二、請願の議決理由

食糧消費者の生活安定のため、食糧の配給および価格等については万全の措置を講ずべきである。よつて本請願はこれを議院の決議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

昭和三十年十二月十六日

農林水産 村松 久義

衆議院議長益谷秀次殿

米穀の統制撤廃反対等に関する請願(請願者 福島市笹谷字上屋敷十一番地齊藤基三郎外七千四百五十五名)(鈴木周次郎君外一名紹介)(第二〇号)及び同(請願者 福島県耶麻郡山都町上の原道西九百五番地の一小沢保喜外七千五百五十五名)(高木松吉君外一名紹介)(第二二二号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

最近米穀の豊作と予約申込の進展を機として、その統制撤廃が報道されてゐるが、これが急に実現された場合、農家経済は極度の窮乏状態に陥る。よつて本請願はこれを議院の決議に付して採択すべきものと認める。

つては、昭和三十一年度においては、(一)食糧増産基本法を制定し、土地改良、農地の造成、干拓および耕種改善等の増産施策を強化し、必要経費を確保すること、(二)米穀の統制は継続し、事前配分制を改善し措置すること、を方針として、食糧管理特別会計の編成を行つたこと、(三)農法の五年延長に伴ひ総合助成、小圃地開発、保灌折衷苗代、れんげ採種等の補助増額等の諸施策を講ぜられたといふのである。

二、請願の議決理由

食糧管理制度の検討は慎重に行ふべきであると同時に、食糧増産のための諸施策について万全を期す必要がある。よつて本請願はこれを議院の決議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

昭和三十年十二月十六日

農林水産 村松 久義

衆議院議長益谷秀次殿

天間林地区の水田開発工事施行に関する請願(請願者 青森県上北郡七戸町長中野吉十郎外四名)(小笠原八十美君紹介)(第三九号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

青森県上北郡天間林地区は旧軍用地で、昭和二十一年農地改革により緊急開拓事業として三百五戸を入植せしめたが、一戸当たり二町五反歩に満たない畑作畑地では、雑穀の安価と土質、気象の不平等に加えて昭和二十八、九年の凍害被害の痛手をこうむり、為に生活は極度に困窮の度を加へてゐる実情である。これが打開策として水田開発が急務であり、昭和二十五年度開始上流にダム建設が進行し、農林省当局の意向

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は、至当である。よつて本請願はこれを議院の決議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

に着手されるよう予算措置を講ぜられたものである。

二、請願の議決理由
食糧増産と農家の経営安定のため、土地改良事業の促進を図る必要がある。よつて本請願はこれを議院の決議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

昭和三十年十二月十六日

農林水産 村松 久義
委員長

衆議院議長益谷秀次殿

内地米五日分増配に関する請願
(請願者 大阪府南区安堂寺橋通り三ノ十五番地全食糧労働組合大阪支部委員長高藤利高)(松原喜之次君紹介)(第八三三三)に
関する報告書

一、請願の要旨及び目的
本年度の豊作によつて、政府は予定以上集荷される四百五十万石を十一月より一升百二十四で希望配給を実施しているが、昭和二十七年、八年産米の不作により止むな

く配給日数を引き下げた過去の事実にかんがみ、豊作の本年度に高い価格で配給することは遺憾である。ついで、希望配給米の価格は現在の配給価格とされたいといふのである。

二、請願の議決理由

主食の消費価格は許す限り引き下げを図るべきである。よつて本請願はこれを議院の決議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

昭和三十年十二月十六日

農林水産 村松 久義
委員長
衆議院議長益谷秀次殿

横佐七外一名)(本名武君紹介)(第八四四)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
北海道豊頃村大津漁港は十勝における漁業樞機地として、また十勝、釧路、日高地方における避難港として重要な位置にあるが、同地方は寒暖二潮流の接衝圏にあるため魚族豊かで、この魚田を控えて同港が未開発のまま放置されていることは、同地区産業の発展上きわめて遺憾である。ついで、大津漁港を修築されたいといふのである。

二、請願の議決理由

漁業資源の豊富な地方の漁港施設については、早急にこれが整備を図る必要がある。よつて本請願はこれを議院の決議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十年十二月十六日

農林水産 村松 久義
委員長

衆議院議長益谷秀次殿

米穀の予約配給制度に関する請願
(請願者 福島県議会議員渡辺鉄太郎)(鈴木周次郎君紹介)(第一〇三三)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

最近一部に本年度の豊作を機に米の統制を撤廃し、あるいは間接統制に移行すべきであるといふ主張があり、農村ならびに消費者に不安を与えて、生産者および消費者ならびに集荷団体の機能の衰微から察するに、統制撤廃の措置は時期尚早である。ついで、予約配給制度を改善し、これを存続されたいといふのである。

二、請願の議決理由

食糧管理制度の変更は、時期方法等について慎重に検討する必要がある。

と議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

昭和三十年十二月十六日

農林水産 村松 久義
委員長

衆議院議長益谷秀次殿

急傾斜地帯農業振興臨時措置法の有効期間延長に関する請願
(請願者 岡山県議会議員渡越和夫)(小枝一雄君紹介)(第一〇四四)、同(請願者 宮崎県議会議員藤井清義)(相川勝六君外五名紹介)(第一八〇号)及び同(請願者 高知市帯屋町百七番地高知県町村議会議員会長筒井元正)(佐竹晴記君紹介)(第四五一)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

昭和二十七年五月七日法律第百三十五号により施行された急傾斜地帯農業振興臨時措置法は、来年度をもつてその効力を失うことになるが、同法施行以来すでに三年半を経ているが、財源関係その他によりその事業量の進捗は、事約二パーセントに過ぎない。ついで、同臨時措置法の有効期間をさらに五箇年延長され、急傾斜地帯における農業生産の基礎条件を十分整備されたいといふのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は、農業経営の安定、農民生活の改善のため、適切な措置を講ずべきである。よつて本請願はこれを議院の決議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十年十二月十六日

農林水産 村松 久義
委員長

衆議院議長益谷秀次殿

羽幌町築別地区の土地改良事業促進に関する請願(請願者 北海道前羽幌町長渡部賢次郎外二名)(松浦周太郎君紹介)(第一三八八)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道羽幌町築別地区は、森林資源の枯渇と奥地炭鉱の開発に伴つて築別川の流水が減少したため、水田を畑に還元しなければならぬ等荒廃し、営農を危うにひんせしめたので、昭和二十九年より国費をもつて、貯水池を築設し、かん水対策と適地造田を継続施行せられてゐる。ついで、関係農民のため一日も早く同事業が完成

右報告する。

昭和三十年十二月十六日

農林水産 村松 久義
委員長

衆議院議長益谷秀次殿

米の配給量増加に関する請願
(請願者 長野県議会議員原武(原茂君紹介)(第一三九号)、同(請願者 長野県議会議員深沢則吉(下平正一君紹介)(第一七七号)、同(請願者 長野市妻科山岸光治)(松平忠久君紹介)(第二三五号)、同(請願者 長野県議会議員中山隆輔(井出一太郎君紹介)(第三九五号)、同(請願者 大津市東浦町一番地滋賀県地区婦人協議会羽賀とく外二万六千八百八十八名)(矢尾三郎君紹介)(第四五〇号)、同(請願者 八日市市上町三三三番地(草野一郎平君紹介)(第四五三三)及び同(請願者 大津市東浦町八番地中野たね外一万三千四百名)(小林郁君紹介)(第四五四号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

本年の豊作によつて八月末の米の予約数量は目標の二千三百五十万石をはるかに突破し、二千七百六十五万石と伝えられるが、予約数量だけ集荷されるとしても約四百万石の増加となる。ついで、二日分の米を増配されたいといふのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は妥当である。ついで、すみやかに適切な措置を講ずべきである。よつて本請願はこれを議院の決議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十年十二月十六日

農林水産 村松 久義
委員長

衆議院議長益谷秀次殿

米の配給量増加に関する請願
(請願者 長野県議会議員原武(原茂君紹介)(第一三九号)、同(請願者 長野県議会議員深沢則吉(下平正一君紹介)(第一七七号)、同(請願者 長野市妻科山岸光治)(松平忠久君紹介)(第二三五号)、同(請願者 長野県議会議員中山隆輔(井出一太郎君紹介)(第三九五号)、同(請願者 大津市東浦町一番地滋賀県地区婦人協議会羽賀とく外二万六千八百八十八名)(矢尾三郎君紹介)(第四五〇号)、同(請願者 八日市市上町三三三番地(草野一郎平君紹介)(第四五三三)及び同(請願者 大津市東浦町八番地中野たね外一万三千四百名)(小林郁君紹介)(第四五四号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

本年の豊作によつて八月末の米の予約数量は目標の二千三百五十万石をはるかに突破し、二千七百六十五万石と伝えられるが、予約数量だけ集荷されるとしても約四百万石の増加となる。ついで、二日分の米を増配されたいといふのである。

これを議院の會議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十年十二月十六日

農林水産 村松 久義
委員長

衆議院議長益谷秀次殿

米穀の統制撤廃反対に関する請願(請願者 長野県議會議員原武(原武君紹介)(第一四〇号)、同(請願者 長野県議會議員鈴木義三郎(下平正一君紹介)(第一七五号)及び同(請願者 長野県議會議員中山隆輔(井出一太郎君紹介)(第三九六号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
わが国における食糧の需給事情をみると、毎年二千万石の米を輸入して、ようやく需給を保つてゐる状況で、豊作の今年においてもわずかに五百万石の増加であり、絶対的に不足する内地米を適正な価格で運送することは統制なくしてできない現状にある。ついで、米穀の統制撤廃に反対するといふのである。

二、請願の議決理由
本請願の趣旨は至当である。よつて本請願はこれを議院の會議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十年十二月十六日

農林水産 村松 久義
委員長

衆議院議長益谷秀次殿

米穀の統制撤廃反対に関する請願(請願者 長野県議會議員原武(原武君紹介)(第一四〇号)、同(請願者 長野県議會議員鈴木義三郎(下平正一君紹介)(第一七五号)及び同(請願者 長野県議會議員中山隆輔(井出一太郎君紹介)(第三九六号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
本年はこれに見る豊作が予想されてゐたところ、宮崎県においては、台風二十二号の来襲によつて農作物をはじめ各種施設に甚大な損害をこうむり、このため農家経済は重大な危機に直面してゐる。ついで、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法による法令をすみやかに公布し、同県を天災地域に指定し、被害農業者および農協等の被害組合に対し、じん速適切な措置を講ずるとともに、現行の米の検査規格は著しく実情に反するものであるから、これを改訂する等の措置を講ぜられたいといふのである。

二、請願の議決理由
本請願の要旨は、一部既に達成されてゐるが至当なものと認められる。よつて本請願はこれを議院の會議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十年十二月十六日

農林水産 村松 久義
委員長

衆議院議長益谷秀次殿

開拓地入植者住宅に対する国庫補助を拡大に関する請願(請願者 宮崎県議會議員藤井満義(伊東岩男君外五名紹介)(第一八二号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
百万円の国庫補助をすみやかに交付されたいといふのである。

二、請願の議決理由
本請願の趣旨は至当であるから、実情調査の上、すみやかに措置すべきである。よつて本請願はこれを議院の會議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十年十二月十六日

農林水産 村松 久義
委員長

衆議院議長益谷秀次殿

いん粉の政府買上げを拡大等に関する請願(請願者 宮崎県議會議員藤井満義(川野秀満君外四名紹介)(第一八三号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
本年のごとく全国的な甘しよの豊作は、価格の下落とでん粉の生産過剰が予想されてゐるが、連年台風に見舞われる宮崎県下の農民としては、甘しよは有用な防災農作物であり、これが価格の消長は同県下農民経済上に多大な影響を及ぼすこととなる。ついで、昭和三十年年度でん粉の特別買上げを決定し、甘しよ価格の安定策を講ぜられたいといふのである。

二、請願の議決理由
本請願の趣旨は至当であるから、農民経済の安定上、適切な措置を講ずべきである。よつて本請願はこれを議院の會議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十年十二月十六日

農林水産 村松 久義
委員長

衆議院議長益谷秀次殿

開拓地入植者の営農資金特別を拡大に関する請願(請願者 宮崎県議會議員藤井満義(伊東岩男君外五名紹介)(第一八五号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
先般宮崎県に襲来した二十二号台風は、意想外の猛威をふるひ、被害総額に百四十億圓を上回つたのであるが、この開拓農地においては、被害の甚だしいため、

一、請願の要旨及び目的
特殊土じより、地帯災害防除及び振興臨時措置法の有効期間延長に關する請願(請願者 宮崎県議會議員藤井満義(瀬戸山三男君外五名紹介)(第一八四号)に関する報告書

二、請願の議決理由
昭和二十七年四月二十五日特殊土じより、地帯災害防除及び振興臨時措置法が施行され、その有効期限は昭和三十三年三月三十日となつてゐるが、二十九年度までの進捗状況は全体計画のわずかに二十九パーセントに過ぎず、計画最終年度である三十一年度においても残業量を残すことはとらうて困難な現状にある。ついで、特殊土じより地帯災害防除及び振興臨時措置法の有効期間を、昭和三十三年三月三十一日まで延長されたいといふのである。

二、請願の議決理由
本請願の趣旨は至当である。ついで、すみやかに適切な措置を講ずべきである。よつて本請願はこれを議院の會議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十年十二月十六日

農林水産 村松 久義
委員長

衆議院議長益谷秀次殿

被害農林水産業者に復興資金融資に關する請願(請願者 宮崎県議會議員藤井満義(瀬戸山三男君外五名紹介)(第一八六号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
台風二十二号によつて、宮崎県下の農林水産等の生産施設および生産物は壊滅的被害をこうむり、同県民は今や再生産のため努力中であるが、倒壊、破壊された生産施設の復旧資金にまつた困難に對する実情にある。ついで、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法を適用し、農林漁業金融公庫および農林中央金庫、中小企業金融公庫等により、最大限の復興資金の融通をはかる等の措置を講ぜられたいといふのである。

二、請願の議決理由
本請願の趣旨は至当である。ついで、農民の再生産のため、すみやかに適切な措置を講ずべきである。よつて本請願はこれを議院の會議に付して採択すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十年十二月十六日

農林水産 村松 久義
委員長

衆議院議長益谷秀次殿

被害農林水産業者に復興資金融資に關する請願(請願者 宮崎県議會議員藤井満義(瀬戸山三男君外五名紹介)(第一八六号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
よび雑穀、野菜類の九割に及ぶ減収のため、農民の打撃を受け、農家経済の窮乏は言語に絶するものがある。ついで、この窮乏を打開するため、復興資金二千二百萬圓の融資ならびにこれが償還の長期化等、緊急救済措置を講ぜられたいといふのである。

二、請願の議決理由
本請願の趣旨は、農家経済の安定、農業経営の合理化のため、すみやかな救済措置を講ずべきである。よつて本請願はこれを議院の會議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十年十二月十六日

農林水産 村松 久義
委員長

衆議院議長益谷秀次殿

被害農林水産業者に復興資金融資に關する請願(請願者 宮崎県議會議員藤井満義(瀬戸山三男君外五名紹介)(第一八六号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道宗谷支庁管内の稚内市、浜頓別町、中頓別町、枝幸町、歌登村、猿払村を一位とし、近時東北地区は、道北郡に位置し、近時農業開発に意を注ぎ、着々成果をあげてきたが、同地方はオホーツク海の寒流の影響を直接に受けるため気温が低く、水稲栽培は不可能なのみならず、一般畑作においても例年冷害に見舞われ、農家経済は窮迫の一途をたどつてゐる。ついでに、同地方は五万町歩にわたる牧場開拓可能地を有しており、かつ地元民の熱意によつてようやく発展しつつある酪農経営を振興するため、昭和三十一年度には同地方を酪農振興法適用地に指定されるよう、特段の措置を講ぜられたといふのである。

二、請願の議決理由

本館側の趣旨は妥当である。ついで、農家経済の安定、酪農経営の振興と、必要と認める。よつて本館側はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本館側はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十年十二月十六日
幾林水壩、

衆議院議長益谷秀次殿
委員長 村松 久義
田尻川沿岸かんがい排水総合改修事業促進に関する請願（請願者 宮城縣遠田郡田尻町長佐々木敏一外六名）（大石武一君紹介）（第三四一號）及び同（請願者 宮城縣遠田郡涌谷町町長斎藤望外六名）（愛知揆一君紹介）（第三四二號）に関する報告書
請願の要旨及び目的
北上総合開発計画に基く田尻川沿岸かんがい排水総合改修事業の進行の完成と相まつて着

局所の工事は必要に迫られながら

局所的工事は必要に迫られながら重複あるいは徒勞に終ることをおそれ、着工を抑制し、荒廢の現況に甘んずるの止むなき窮状にある。つては、穀倉大増産士の保全培養のため、すみやかに田尻川沿岸かんがい排水総合改修事業を促進されたいといふのである。

辭意の議決理由

本館願の趣旨は至当である。ついで、食糧の自給度向上のため、すみやかに、かんがい排水総合改修事業を促進すべきである。よつて本館願はこれを議院の會議に付して採択すべきものと議決した。なお、本館願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

石報告する。

昭和三十年十二月十六日

農林水産 村松 久義
委員長
衆議院議長益谷秀次殿
横別府地区県営畑地かんがい事業促進に關する請願（請願者鹿兒島県肝属郡根占町長坂口洗己外一名）（二階堂進君紹介）（第三七三號）に關する報告書
請願の要旨及び目的

根占町大字横別府地

二百メートルの高台で、田三十町歩、畑四百三十町歩を有する。水田の用水路は明治末期に建設されたもので、すでに老朽しておれぬので、すてに老朽しておられぬ、漏水はなほだしい。また八百戸の農家も、飲料水や雑用水を求めるために、多くは台下に住居することを余儀なくされてゐる。したがつて、この用水路を全面的に改修することによつて、畑作地帯のかん水と農民の台地上居住が可能となり、農業経営の合理化が促進され、増産量二千五百万の効果を期待される。

(三)

二、講願の議決理由

本議院の趣旨は愛護であるといへば、食糧の自給度向上のため、すみやかに、適切な措置を講ずべきである。よつて本議院はこれを議院の會議に付して採択すべきものと議決した。なお、本議院はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十年十二月十六日
農林水産 委員長 村松 久義
衆議院議長益谷秀次殿
興宮岡根占土地改良区かんがい排水工事促進に關する請願（請願者 鹿兒島県肝屬郡根占町長坂口逸三）（二階堂進君紹介）（第三七四号）に關する報告書

講願の要旨及び目的

鹿兒島県大隅半島南端に位する根占町および大根占町は、根占町を流れる雄川の土流から、遠く寛文九年に成る水路によつて、延べ十三キロをかん水してゐるが、毎年の暴風雨のために荒廢するが、水量は減少の一途をたどり、未開地域では陸稻栽培を止むなく行つてゐる現状で、これがための生産

ないし千四百石に達し

かいては、県営面積占土地改良区
かんがい排水工事を促進されたい
というのである。

二、本願の議題は至当である。つ
いては、食糧の自給度向上のため、
すみやかな措置を講ずべきであ
る。よつて本願はこれを議決する
の会議に付して採択すべきものと
議決した。なお、本願はこれを
議院において採択の上は、内閣に
送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十年十二月十六日

農林水産 村松 九郎

烟地かんがい事業のための試験

畑地かんがい事業のための試験研究施設強化に關する請願(請願者 鹿児島県鹿屋市長児島幹男)(二階堂進君紹介)(第三七五号)に關する報告書

一、請願の要旨及び目的

南九州地域の畑地の割合が多く、耕地面積は六十二パーセントを占めており、畑作農業は同地域

農業經營の發展、農家

上きわめて重要な地位にあるが、自然に恵まれないのみならず、黒色火山灰土壌であるため、低位生産地を形成し、農家経済は塗炭の苦しみにあえいでいる現状にある。ついで、南九州における畑地かんがい事業の完ぺきを期するため、これに關する試験研究施設ならびに研究陣容の拡充強化を設けられたといふのである。

二、講願の議決理由

本願順の趣旨は、畑作農家の經營の發展、經濟の振興より、きわめて重要な地位にある。つては、これに關する試験研究施設の拡充強化を図るべきである。よつて本願順はこれを議院の會議に付して採択すべきものと議決した。なお、本願順はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと考へた。

のと認める。
告報告する。

昭和三十年十二月十六日
農林水産 委員長 村松 久義
衆議院議員益谷秀次殿
境漁港の修築工事促進に關する
陳願(請願者 鹿児島県肝門郡
垂水町長奥野外一名)二階堂
進君紹介(第三七六号)に關す
る報告書
一、陳願の要旨及び目的
境漁港の施設は著しく不完全で
あるため、台風の來襲を受ける
十四キロ口へ建てた板橋より岩
場への入り道は、常に水浸し

る町財政にてはとらて

尤を強く要望してゐるが、弊害を
の町財政に於てはとうていこれが実
現されない現状にある。ついでに、
境漁港修築工事費を、国庫補助さ
れたいというのである。

二、鵜飼の議決理由

本議願の趣旨は至当である。つ
いては、漁民生活の安定上、すみ
やかに、修築工事の促進を図るべ

きである。よつて

議院の會議に付して採択すべきものと議決した。なお、本願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告す。

昭和三十年十二月十六日

農林水産 村松 久義
委員長

衆議院議長益谷秀次殿

米の配給量増加等に関する請願

(請願者) 宮崎市上恒久

百四十四番地(小川千惠子)外二萬八千九百十名。(片島港君紹介)
 (第四一九號)、同(謝願者、青森市大町四ノ四十四番地田中健治)外六千三百六十名。(淡谷悠藏君紹介)(第三三〇號)、同(謝願者、福岡県筑紫郡太宰府佐田建祐)外三萬五千十名。(稻富稜人君紹介)(第四三一號)、同(謝願者、山形市十日町五十六番地佐藤孝)外二萬二千八百五十四名。(西村力弥君紹介)(第四三二號)、同(謝願者、水戸市北三ノ丸百二十番地矢作三郎)外一萬一千四百八十名。(細田綱吉君紹介)(第四百八十一號)、同(謝願者、仙台市新三三號)、同(謝願者、仙台北町四ノ一番地三本武司)外七千七百八十名。(佐々木更三君紹介)(第四百三四號)、同(謝願者、福井市若松町百三十三番地木下郁)外一萬六千四百八十四名。(堂森芳夫君紹介)(第四百五五號)、同(謝願者、宇都宮市旭町二ノ三千四百三十五番地水野幸外一萬三千八百六十五名。(神田大作君紹介)(第四百五五號)、同

一、請願の要旨及び目的
昭和三十年産米は、未曾有の豊作であるにもかかわらず、食生活はいまだに配給制度に依存するところ大きく、内地米の配給日数の増加は、国民の生活にとつて切実な問題である。また政府は、来年度より消費者米価を引き上げるべ

が、これが実施されれば、国民の生活はますます窮乏に立たざるを得ないこととなる。ついでには、(一)内地米配給日数を復元、増加すること、(二)消費者米価は現行一般価格として置くこと、(三)米の現行統制方式を継続されたいとのものである。
二、請願の議決理由
本請願の趣旨は至当である。ついでには、内地米配給日数増加等の措置をすべきものと認める。よつて本請願はこれを議院の會議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
昭和三十年十二月十六日
農林水産 村松 久 議長
衆議院議長谷秀次殿
右報告する。

一、請願の要旨及び目的
従来奄美群島における沖縄との貿易は生牛、豚をはじめ木竹材、大島つむぎを輸出し、代りに日用品、畳表、かつお節等を輸入していたのであるが、昭和二十八年奄美の日本へ復歸後は、従来の琉球との交易は外国貿易となり、これにともなつて渡航、送金等に各種の制約をうけ、その貿易の円滑を阻害している現状にある。ついでには、郵便為替送金による貿易決済の道を開き、事前送金制度のわくを最低千ドルまでに拡大する等の緊急打開対策を講ぜられたいといふのである。
二、請願の議決理由
沖縄の経済の自立達成には、隣接奄美群島及びわが国との交易なくしては完結し得ない実状にある。なお、一層貿易の円滑を図る

が、これが実施されれば、国民の生活はますます窮乏に立たざるを得ないこととなる。ついでには、(一)内地米配給日数を復元、増加すること、(二)消費者米価は現行一般価格として置くこと、(三)米の現行統制方式を継続されたいとのものである。
二、請願の議決理由
本請願の趣旨は至当である。ついでには、内地米配給日数増加等の措置をすべきものと認める。よつて本請願はこれを議院の會議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
昭和三十年十二月十六日
農林水産 村松 久 議長
衆議院議長谷秀次殿
右報告する。

一、請願の要旨及び目的
近代産業下におけるエネルギー源および工業原料としての石油資源の重要性は急速に高まつている。かかる情勢下にあつてわが国の石油資源開発政策も、石油資源総合

が、これが実施されれば、国民の生活はますます窮乏に立たざるを得ないこととなる。ついでには、(一)内地米配給日数を復元、増加すること、(二)消費者米価は現行一般価格として置くこと、(三)米の現行統制方式を継続されたいとのものである。
二、請願の議決理由
本請願の趣旨は至当である。ついでには、内地米配給日数増加等の措置をすべきものと認める。よつて本請願はこれを議院の會議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
昭和三十年十二月十六日
農林水産 村松 久 議長
衆議院議長谷秀次殿
右報告する。

一、請願の要旨及び目的
日本経済の中核体である中小企業者の資金の融通は、信用保証協会の保証に依存せざるを得ず、同協会の利用度は逐年増大の一途をたどりつつあるが、同協会の必要とする資金需要は巨額に達してお

が、これが実施されれば、国民の生活はますます窮乏に立たざるを得ないこととなる。ついでには、(一)内地米配給日数を復元、増加すること、(二)消費者米価は現行一般価格として置くこと、(三)米の現行統制方式を継続されたいとのものである。
二、請願の議決理由
本請願の趣旨は至当である。ついでには、内地米配給日数増加等の措置をすべきものと認める。よつて本請願はこれを議院の會議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
昭和三十年十二月十六日
農林水産 村松 久 議長
衆議院議長谷秀次殿
右報告する。

一、請願の要旨及び目的
長崎県の木造船工業は、業者の数大小合わせて百有餘、年間一万吨の製造能力を有し、戦前は中

が、これが実施されれば、国民の生活はますます窮乏に立たざるを得ないこととなる。ついでには、(一)内地米配給日数を復元、増加すること、(二)消費者米価は現行一般価格として置くこと、(三)米の現行統制方式を継続されたいとのものである。
二、請願の議決理由
本請願の趣旨は至当である。ついでには、内地米配給日数増加等の措置をすべきものと認める。よつて本請願はこれを議院の會議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
昭和三十年十二月十六日
農林水産 村松 久 議長
衆議院議長谷秀次殿
右報告する。

昭和三十年十二月十六日

衆議院議長益谷秀次殿

一、請願の要旨及び目的

二、請願の議決理由

は、本邦参議院の公議に付

右報告する。

商工委員長 神田

報告書

請願の要旨及び目的

たいというのである。

が、地籍調査事業は、

内閣に送付すべきもの

衆議院議長益谷秀次氏

興する請願（請願者 福

する報告書

請願の要旨及び目的

請願の議決理由

関係はすでに実施されている

報告する。

昭和三十年十二月十六日
商工委員長 神田

輸出産業の根幹をなす

多大の自口負担を要するた

しない状態にある。よつて

つれたといふのである

このうち、輸出貿易

報告する。

昭和三十年十二月十六日

郎)(森三樹二君紹介)(第

号) に関する報告書

「三、長年かけての最大の希望は、

十勝川水系の総合開発

の足寄の両発電所は完成

願の趣旨はきわめて妥当

る。よつて本請願はこれ

衆議院議長益谷秀次郎

下只見電源開發に関し

電力不足の現状と河川

用の見地より、本地区の

臨江泰昌長

一、請願の要旨及び目的

茨城県下山村における未点灯戸数は、漸次解消されつつあるとはいへ、今なお約二万戸の多きを数え、全農家戸数の八パーセントを占めており、文化農村建設にほど遠い現況にあることは、まことに遺憾にたえない。ついで、立法措置を講じ、同未点灯戸数の解消をはかられたいというのである。

二、請願の議決理由

わが国の電灯普及率は世界各国に比し断然高く、九八パーセントに及んでいる。しかるに深山幽谷のない茨城県において未だに多大の未点灯のあることは、誠に遺憾であるとともに、未点灯部落の不利不便の状況よりみて、本請願の趣旨は妥当であると認める。よつて本請願はこれを議院の決議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

昭和三十年十二月十六日
右報告する。

衆議院議長益谷秀次殿
商工委員長 神田 博

中国における日本見本市開催の請願(請願者 東京都千代田区丸の内都庁内国際貿易促進地方議員連盟会長四宮久吉外十名)(中村高一君紹介)(第三三三三)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

今回第三次日中貿易協定実施の一方途として、来春、北京、上海において、最初の日本見本市の開催が計画され、すでにその準備が進められているが、これこそわが国戦後の産業文化を中共に紹介

一、請願の要旨及び目的

貿易振興の対策として、昭和三十一年度予算において、国際見本市参加費、日本国際見本市補助、機械類巡視見本船派遣等の補助金が計上され、貿易振興に格段の助成を行う模様である。しかるに、以上は東南近東諸国を中心に行うことに主眼を置いておけるのであるが、今後わが国の貿易を一層伸長せしめるため、本請願の趣旨は妥当と認める。よつて本請願はこれを議院の決議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

二、請願の議決理由

貿易振興の対策として、昭和三十一年度予算において、国際見本市参加費、日本国際見本市補助、機械類巡視見本船派遣等の補助金が計上され、貿易振興に格段の助成を行う模様である。しかるに、以上は東南近東諸国を中心に行うことに主眼を置いておけるのであるが、今後わが国の貿易を一層伸長せしめるため、本請願の趣旨は妥当と認める。よつて本請願はこれを議院の決議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

昭和三十年十二月十六日
右報告する。

衆議院議長益谷秀次殿
商工委員長 神田 博

北海道総合開発促進に関する請願(請願者 札幌市議会議長堀島利雄)(町村金五君紹介)(第三三三三)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道開発法が制定されて以来五年を経、その開発が日本の国策として進められているにもかかわらず、遅々として進みよくを見ないことはまことに遺憾である。ついで、次記事項をすみやかに実

一、請願の要旨及び目的

資源が乏しく、且国土の狭いわが国において、国土の総合開発は緊要なことであるが、なかなく広大な未開発地域を擁する北海道の開発は、わが国経済自立の見地よりみて、最も重点的に実施せられるべきものであると考える。此のようない見地から本請願の趣旨は妥当と認める。よつて本請願はこれを議院の決議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

二、請願の議決理由

資源が乏しく、且国土の狭いわが国において、国土の総合開発は緊要なことであるが、なかなく広大な未開発地域を擁する北海道の開発は、わが国経済自立の見地よりみて、最も重点的に実施せられるべきものであると考える。此のようない見地から本請願の趣旨は妥当と認める。よつて本請願はこれを議院の決議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

昭和三十年十二月十六日
右報告する。

衆議院議長益谷秀次殿
商工委員長 神田 博

田子倉及び奥只見電源開発促進等に関する請願(請願者 仙台市東三番丁百五十五番地東北鋳業会長三富正夫)(愛知揆一君紹介)(第三三三三)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

そく開するところによれば、当初昭和三十一年に完成予定となつてゐた田子倉及び奥只見の発電所工事は、遅延に遅延を重ね、昭和三十五年において完成を危ぶまれると伝えられるが、これは東北地方産業、経済の発展上、きわめて遺憾である。ついで、田子

一、請願の要旨及び目的

電力不足の緩和に伴い、電源開発の進行もややスローダウンの傾向がある。これはこの数年に亘る電源開発の実施状況にもよるが、異常な状態の続いたことが最大原因であり、一度過水年となれば、たちまち停電の危機に迫られるのが現状であり、以上の見地より本請願の趣旨は妥当と認める。なお、水力調整金制度については、慎重に検討すべきであると認める。よつて本請願はこれを議院の決議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

二、請願の議決理由

電力不足の緩和に伴い、電源開発の進行もややスローダウンの傾向がある。これはこの数年に亘る電源開発の実施状況にもよるが、異常な状態の続いたことが最大原因であり、一度過水年となれば、たちまち停電の危機に迫られるのが現状であり、以上の見地より本請願の趣旨は妥当と認める。なお、水力調整金制度については、慎重に検討すべきであると認める。よつて本請願はこれを議院の決議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

昭和三十年十二月十六日
右報告する。

衆議院議長益谷秀次殿
商工委員長 神田 博

中国向木造船の輸出認可に関する請願(請願者 大阪市東区北浜四安田信託ビル日本国際貿易促進協会関西総局内西日本木造船協議会会長)(池田正之輔君紹介)(第四五六号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

今般北京において、中国運輸機械進出口会社と、日商株式会社を代表とする商社ならびに西日本木造船協議会が締結した、木造船船五十隻の中国向輸出は、日本国際貿易促進協会の協力と、関係十商社との提携によつて、中国側と折衝をつづけた努力の結果もたらせられたものである。ついで、木造船は明らかに平和産業物資であり、これを輸出することは、わが国の政策にもとめるものでないか

一、請願の要旨及び目的

わが国と、中共の貿易は原則としてバーター方式を採用しているのである。しかるに、こんにちまでの実績をみると、トーマス方式の困難をきわめておる実状である。以上のごとく、決済方式に支障ない限りにおいて、貿易拡大均衡の見地にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認める。よつて本請願はこれを議院の決議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

二、請願の議決理由

わが国と、中共の貿易は原則としてバーター方式を採用しているのである。しかるに、こんにちまでの実績をみると、トーマス方式の困難をきわめておる実状である。以上のごとく、決済方式に支障ない限りにおいて、貿易拡大均衡の見地にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認める。よつて本請願はこれを議院の決議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

昭和三十年十二月十六日
右報告する。

衆議院議長益谷秀次殿
商工委員長 神田 博

和歌山県を主産地とする日本しゅう(松尾)生産業は、従来原皮ならびに製品とも広く全国および海外に販路をもち、同県においては重要物産の一つとして、地域経済のこれに対する依存率も多大であつたが、近年バームおよび支那しゅうの大量輸入によつて、逐次圧迫を受け、需要の減退と価格の暴落のため、生産地一帯の打撃はなほ大きく、現状のまま放置すれば、今後短期間に同生産は衰滅の一途をたどること必定である。ついで、

外來纖維を輸入制限すること、日本しゆら保護奨励策を実施することらびに良品国策の実行を徹底することの、措置を講ぜられたいというのである。

昭和三十年十二月十六日
通信委員長 松前 重義
衆議院議長益谷秀次殿
右報告する。

二、請願の議決理由
しゆらは、その用途も広く、国内生産も可能であり製品は海外に輸出され相当量の外貨を獲得している実情にかんがみ、本請願の趣旨は、妥当と認める。よつて本請願はこれを議院の決議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

昭和三十年十二月十六日
通信委員長 松前 重義
衆議院議長益谷秀次殿
右報告する。

一、請願の要旨及び目的
愛知県愛知郡豊明村の産業は近時著しく発展し電話架設の要求は多数にのぼつてゐるが、施設数少のため架設できず、電話機数数百に及んでゐる現状にある。ついで、豊明村の電話施設を拡張されたいというのである。

昭和三十年十二月十六日
通信委員長 松前 重義
衆議院議長益谷秀次殿
右報告する。

二、請願の議決理由
本地域の電話事情にかんがみ、すみやかに電話設備の増加並びに電話加入区域の拡張を図るよう措置することを適当と認め、本請願はこれを議院の決議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

昭和三十年十二月十六日
通信委員長 松前 重義
衆議院議長益谷秀次殿
右報告する。

一、請願の要旨及び目的
松山市北吉田には、市の工場誘致施策によつて大工場が着々建設され人口は著しく増加し郵便局の利用度は激増しつつあるが、既設郵便局は距離的にはなほ不便なため、住民はきわめて不利をこうむつてゐる実情にある。ついで、北吉田地区に特定郵便局を設置されたいというのである。

昭和三十年十二月十六日
通信委員長 松前 重義
衆議院議長益谷秀次殿
右報告する。

二、請願の議決理由
本請願の地域は一応設置標準に達してゐるので、将来予算関係及び他の都合を考慮し、適宜の機に特定郵便局を設置する。

昭和三十年十二月十六日
通信委員長 松前 重義
衆議院議長益谷秀次殿
右報告する。

一、請願の要旨及び目的
新得郵便局舎改築の請願(請願者 北海道十勝郡新得町長山根常太郎外一名)(本名武君紹介)(第八八号)に関する報告書

昭和三十年十二月十六日
通信委員長 松前 重義
衆議院議長益谷秀次殿
右報告する。

二、請願の議決理由
新得郵便局は四十六年前に建築されたもので、木造建築としての耐用年数を越え、朽蝕の危険がある。よつて、改築を要するものと認め、早急新築を要するものと認める。よつて本請願はこれを議院の決議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

昭和三十年十二月十六日
通信委員長 松前 重義
衆議院議長益谷秀次殿
右報告する。

昭和三十年十二月十六日
通信委員長 松前 重義
衆議院議長益谷秀次殿
右報告する。

一、請願の要旨及び目的
簡易保険、郵便年金の積立金は、地方への還元と公共への利益のために融資するのを本資としてゐるが、さらに積極的に地方の産業振興ならびに発展のために、融資の範囲を拡大し、融資額を増額されたいというのである。

昭和三十年十二月十六日
通信委員長 松前 重義
衆議院議長益谷秀次殿
右報告する。

二、請願の議決理由
本請願の趣旨は妥当であるが、政府において十分検討を要する。

昭和三十年十二月十六日
通信委員長 松前 重義
衆議院議長益谷秀次殿
右報告する。

一、請願の要旨及び目的
高知県土佐郡土佐村は、山村にして類例のない交通不便な地域であるため、電信電話、集配施設を有する郵便局が合併前の三村地区に各々開設されており、さらに西石原には無集配局が開設され、住民の福祉増進の途が講ぜられてゐることは喜びにたえないが、この施設と機能を有しながらも、交通不便のためその業務はきわめて非効率であり、交通至便地帯に比し不遇な実情にある。ついで、三村の合併にあたり、右郵便局を併属することなく既設郵便局を存続するよう、特段の措置を講ぜられたいというのである。

昭和三十年十二月十六日
通信委員長 松前 重義
衆議院議長益谷秀次殿
右報告する。

二、請願の議決理由
町村合併に伴う集配施設の調整については、区別の利用者に与える影響があるため、政府において十分検討を要する。

昭和三十年十二月十六日
通信委員長 松前 重義
衆議院議長益谷秀次殿
右報告する。

一、請願の要旨及び目的
簡易保険、郵便年金の積立金は、地方への還元と公共への利益のために融資するのを本資としてゐるが、さらに積極的に地方の産業振興ならびに発展のために、融資の範囲を拡大し、融資額を増額されたいというのである。

昭和三十年十二月十六日
通信委員長 松前 重義
衆議院議長益谷秀次殿
右報告する。

二、請願の議決理由
本請願の趣旨は妥当であるが、政府において十分検討を要する。

昭和三十年十二月十六日
通信委員長 松前 重義
衆議院議長益谷秀次殿
右報告する。

一、請願の要旨及び目的
国民大多數が加入者とする、簡易保険の使命はまことに大きく、その加入者の健康の保持と増進とは、すなわち国民全般の健康保持増進に通ずるというも過言でない。戦前は簡易保険の健康相談所が各地に設けられ、多くの加入者がこれを利用してゐた。北海道は、低廉機関に恵まれない地区が

昭和三十年十二月十六日
通信委員長 松前 重義
衆議院議長益谷秀次殿
右報告する。

二、請願の議決理由

簡易保険診療所及び巡回診療自動車増設については、政府において目下計画中の由であるが、本請願の趣旨は妥当であるから、その趣旨に沿うて成る可なり機会に実現を図るべきものと認める。よつて本請願はこれを議院の決議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十年十二月十六日

通信委員長 松前 重義

衆議院議長益谷秀次殿

簡易保険の保険金最高制限額引上げの請願(請願者 小樽市長 橋町四十三番地石橋雄外十五名(推熊三郎君紹介)(第二九九号)、同(請願者 北海道三郎郡名寄町西三条南三丁目篤塚三郎外十二名(松浦周太郎君紹介)(第三五二号)、同(請願者 北海道函館市相生町三丁目一番地平野雄三郎外十四名(田中正巳君紹介)(第三八三三号)、同(請願者 釧路市城山町百四十一番地鬼武定外十名(伊藤輝一君紹介)(第四〇三三号)、同(請願者 札幌市南十三条西五丁目福山基三郎(澤田美朝君紹介)(第四〇四号)、同(請願者 北海道岩見沢市第二五四五丁目新田陸吉外十二名(渡邊徳蔵君紹介)(第五二九号)及び同(請願者 北海道稚内市山下通り八丁目富田敬政外十二名(芳賀貢君紹介)(第五三〇号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現在の経済事情からみて、簡易保険の保険金最高制限額十五万円

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は妥当であるから、政府において十分検討を要するものと認める。よつて本請願はこれを議院の決議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十年十二月十六日

通信委員長 松前 重義

衆議院議長益谷秀次殿

北海道地方に簡易保険及び郵便年金加入者ホーム設置の請願(請願者 北海道小樽市長 橋町四十三番地石橋雄外十五名(推熊三郎君紹介)(第三三〇〇号)、同(請願者 北海道三郎郡名寄町西三条南三丁目篤塚三郎外十二名(松浦周太郎君紹介)(第三五二号)、同(請願者 北海道函館市相生町三丁目一番地平野雄三郎外十四名(田中正巳君紹介)(第三八三三号)、同(請願者 釧路市城山町百四十一番地鬼武定外十名(伊藤輝一君紹介)(第四〇三三号)、同(請願者 札幌市南十三条西五丁目福山基三郎(澤田美朝君紹介)(第四〇四号)、同(請願者 北海道岩見沢市第二五四五丁目新田陸吉外十二名(渡邊徳蔵君紹介)(第五二九号)及び同(請願者 北海道稚内市山下通り八丁目富田敬政外十二名(芳賀貢君紹介)(第五三〇号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

わが国はじめての国立有料老人ホームである、簡易保険、郵便年金加入者ホームが熱海に設置され

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は妥当であるから、政府において検討を要するものと認める。よつて本請願はこれを議院の決議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十年十二月十六日

通信委員長 松前 重義

衆議院議長益谷秀次殿

江上郵便局の集配事務存続に関する請願(請願者 長崎県佐世保市江上町志方通外五百三十一名(井手以誠君紹介)(第三〇一〇号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

郵政省では合併町村の郵便集配区域の統合を計画し、元江上村の江上局を佐世保市早岐局区域に統合することであるが、江上地区住民は佐世保市への合併により、今後ひとしく諸種の文化的恩恵に浴するものとひとしく期待していた矢先なので、今次の事態に驚がくしている。もしこれが実施となれば同局は集配事務開始以来四十年の歴史を閉じることになり、地元民は通信文化に関する限り山村のへき地同様のものとなるのであつて、統合上止むを得ないならば、地理的条件から同局の集配事務こそ存続すべきである。ついでには、江上郵便局の集配事務を存続させたいのである。

二、請願の議決理由

町村合併に伴う集配施設の調整

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は妥当であるから、政府において検討を要するものと認める。よつて本請願はこれを議院の決議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十年十二月十六日

通信委員長 松前 重義

衆議院議長益谷秀次殿

郵便年金に対する特別措置に関する請願外一件(請願者 高知県高岡郡高岡町町田寿平外一名(佐竹晴記君紹介)(第四一〇号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

高知高岡郡高岡町在任の町田寿平は、老後の生活安定を図るため、昭和三年郵便年金に加入し、以来多くの辛苦をたえて払い込み続けたが、現在月三百円、年三千六百円の年金の支給を受けているが、物価の変動せる今日において、年金のみでは生活に困窮している。その生活は著るしく困窮している。ついでには、恩給等の増額措置を講じている今日、郵便年金契約金も増額されたいのである。

二、請願の議決理由

本請願は理由あるものと思われるから、政府において考究の要あるものと認める。よつて本請願はこれを議院の決議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

二、請願の要旨及び目的

今般郵政省においては、小局経営の合理化を図るため、松浦市内星鹿郵便局の電報配達業務を廃止し、御厨郵便局に統合されることであるが、星鹿郵便局区内の業態は、漁業および農業を主として若干の商家があり、とくに漁業従事者は約三千名を数え、年間の漁獲高は約百万貫、一億一千万円に達し、これらの阪神、北九州地方等との取引については、ほとんど電信、電話を利用してゐるので、配達業務を廃止された場合は、長時間の電報遅延が予想され、利用者のこうむる損害は多大である。ついでには、右局の電報配達業務を存続されたいのである。

右報告する。

昭和三十年十二月十六日

通信委員長 松前 重義

衆議院議長益谷秀次殿

地方住民の利便を図るため、予算委員等の関係者の上、請願の趣旨に沿うよう措置することを妥当と認め、本請願はこれを議院の決議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

二、請願の議決理由

昭和三十年十二月十六日

通信委員長 松前 重義

衆議院議長益谷秀次殿

坂井原簡易郵便局を特定局に昇格の請願(請願者 広島県御厨郡久世町長栗原信義外二名(永山忠則君紹介)(第四一二二号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

広島県御厨郡久世町坂井原簡易郵便局は、昭和二十四年に開局となつたが、昭和二十六年豊田郡高坂村の一部が合併して以来、人口

は急激に増加し、幹道路の開通とともに、郵便事務、貯蓄預金の利用多、繁忙をきたしている。ついで、坂井原郵便局を特定局に昇格されたというのである。

二、請願の議決理由

本請願の地域はほぼ設置標準に達している。将来予算関係及び他との振替を考慮し適當の機会に無集配特定郵便局を設置するの要ありと認め、よつて本請願はこれを議院の會議に附して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認め、右報告する。

昭和三十年十二月十六日

通信委員長 松前 重義

衆議院議長益谷秀次殿

立岩郵便局の集配事務存続に関する請願(請願者 愛媛県温泉郡北条町大字中府甲百六十六番地重見窓外百八十一名(小泉純也君紹介)(第五三三三号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

町村合併により、北条町に合併された旧立岩村にある、立岩郵便局の集配事務を廃止するやにそく開するが、合併により同地区が不自由となり、不便となることは忍びがたいことである。ついで、立岩郵便局の機構改変には反対であるから、同集配事務は存続されたいというのである。

二、請願の議決理由

町村合併に伴う集配施設の調整については、区内の利用者に与える影響があるので、政府においては実情を十分調整の上検討を要するものと認め、よつて本請願はこれを議院の會議に附して採択するものと認め、右報告する。

は、内閣に送付すべきものと認め、右報告する。

昭和三十年十二月十六日

通信委員長 松前 重義

衆議院議長益谷秀次殿

青笹郵便局の電報配達事務開始等に関する請願(請願者 岩手県遠野市長佐々木和吉(山本猛夫君紹介)(第五三三三号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岩手県上閉伊郡旧青笹村は、遠野周辺八箇町村が合併して遠野市として発足し、同市青笹町となつたが、同青笹町は従来より著名の野菜地帯と同時に、酪農先進地であるが、青笹局が電報の配達事務を取扱わなため、町内の大部分は特使配達区域となり、ために鮮度を重んずる同町産物の県外移出に難渋している。よつて、同青笹郵便局で電報の配達事務を取り扱われたい。なお、遠野市内附馬牛郵便局は、電話回線が全部ふさがり、交換機に余裕がないから、すみやかに三十式交換機に取換え、通信施設の拡充をはかられたいというのである。

二、請願の議決理由

本地域における電信、電話利用の実情にかんがみ、住民の不便を除くため、予算、要員、資材等の関係を検討し、なるべくすみやかに請願の趣旨に沿う措置することを要と認め、本請願はこれを議院の會議に附して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認め、右報告する。

三、請願の議決理由

昭和三十年十二月十六日

通信委員長 松前 重義

衆議院議長益谷秀次殿

建設委員会

昭和橋改修に関する請願(請願者 群馬県原林市長遠藤仁之輔外十三名(笹本一雄君紹介)(第三三三三号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

昭和橋は群馬県および栃木県民の交通の要路で、その利用状況はきわめて高度なものとなつてゐるが、同橋は腐朽はなはだしく、きわめて危険な状態にあるため、関係住民の安心できない実情にある。ついで、昭和橋をすみやかに改修されたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力確保の見地より、早急に施行する必要があるものと認め、よつて本請願はこれを議院の會議に附して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認め、右報告する。

昭和三十年十二月十六日

建設委員長 徳安 實藏

衆議院議長益谷秀次殿

国道仙台山形線の舗装工事施行に関する請願(請願者 山形市長大久保伝蔵外二十八名(内海安吉君紹介)(第三三三三号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

国道仙台、山形線の改修工事は、昭和二十七年以来施行されてきたが、同線は宮城、山形両県を結ぶ最重要路線で交通量は著しく、これがため全路線を通じて改修改善の急を要する箇所がいまなおそのまゝとなつて不便をこうむつてゐる実情にある。ついで、国道仙台、山形線の舗装工事をすみやかに実施されたいというのである。

二、請願の議決理由

行の必要があるものと認め、よつて本請願はこれを議院の會議に附して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認め、右報告する。

昭和三十年十二月十六日

建設委員長 徳安 實藏

衆議院議長益谷秀次殿

内海橋を開閉式に架替へ等に関する請願(請願者 石巻市長山内智外二名(内海安吉君紹介)(第三三三三号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

石巻市所在の内海橋利用の交通量は近時著しく激増しているにもかかわらず、同橋は老朽はなはだしく、きわめて危険な実情にある。ついで、内海橋を開閉式に架替へるとともに、石巻酒田線二級国道の起点を石巻上線に変更し、北上特定地域総合開発事業による高速交通道路を新設の上、新橋を架設されたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力確保の見地より、早急に施行する必要があるものと認め、よつて本請願はこれを議院の會議に附して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認め、右報告する。

昭和三十年十二月十六日

建設委員長 徳安 實藏

衆議院議長益谷秀次殿

北上川柳津こう門より迫川合流点の区間を直轄工事区域に編入等に関する請願(請願者 宮城県石巻市長山内智外二十名(内海安吉君紹介)(第三三三三号)に関する報告書

荒廃に加え台風による、水の上昇せしめこれがため舟運の便が断たれ、北上特定地域総合開発事業により開発される奥地資源の輸送コストがかさみ、産業振興を著しく阻害している実情にある。ついで、北上川柳津こう門より迫川合流点間を直轄工事区域に編入の上、柳津石巻間の計画より水流量の疎通を計るためすみやかにしゅんせつ工事を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除の見地より、早急に措置を講ずる必要があるものと認め、よつて本請願はこれを議院の會議に附して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認め、右報告する。

三、請願の議決理由

昭和三十年十二月十六日

建設委員長 徳安 實藏

衆議院議長益谷秀次殿

道路の整備促進に関する請願(請願者 東京都千代田区三年町一番地尚友会館全国道路利用研究会会長本多市郎(久野忠治君紹介)(第四〇〇号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

わが国道路の整備については、「道路整備費の財源等に関する臨時措置法」に基き五箇年計画により、昭和二十九年度より揮発油税収入を財源として実施しつつあるが、計画完了後も自動車交通の安全と能率の増進をはかるため、左記事項を実現し、道路整備の全きを期せられたいというのである。(一)道路整備費の財源等に関する臨時措置法、揮発油税、道路

議院を制定すること、(三)戦時日本軍ならびに防衛隊施設に与るに關係ある道路の整備については、国において特別の予算措置を講じ、これが整備の効果を挙げることも、地方負担の軽減を図ること、等。

二、請願の議決理由
わが国道路の現状にかんがみ、早急に措置を講ずる必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の決議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十年十二月十六日
建設委員長 徳安 實藏
衆議院議長益谷秀次殿

道路財源法制定に関する請願
(請願者 東京都千代田区三年町一番地尚友会館全国道路利用者会議会長本多市郎)(久野忠治君紹介)(第四二二号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
道路近代化の重要性が認められた結果、「道路整備費の財源等に関する臨時措置法」が恒久法として改訂されようとしているのは喜ばしいことである。ついでには、この際道路財政の合理化と国民負担の公正を期するため抜本的構想のもとに、左記要綱による道路財源法を制定されたいというのである。(目的)第一、道路法の規定による道路に関する費用に充てるため、揮発油には揮発油税を課する。(揮発油税率)第二、揮発油税の税率は、揮発油一キロリットルにつき一万三千円とする。(揮発油税率の使途配分)第三、揮発油税のうち、その十三分の十一に相当する金額は、道路法ならびに道路の修繕に関する法律に基く国の負担金(国が直接で、事業について

ては、当該事業に要する費用)または補助金の財源に充当する。第四、揮発油税のうちその十三分の二に相当する金額は道路法に基く都道府県および指定市の道路に関する費用に充当するため揮発油税と税として都道府県および指定市に譲与する、等。

二、請願の議決理由
わが国道路の現状にかんがみ、早急に措置を講ずる必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の決議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十年十二月十六日
建設委員長 徳安 實藏
衆議院議長益谷秀次殿

牛首別川の改修工事施行に関する請願
(請願者 北海道中川郡豊頃村長大橋佐七)(本名武君紹介)(第九九号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
北海道中川郡豊頃村を貫流する牛首別川の改修工事は、昭和二十五年に於ける政府の予算の關係上計画延長を約四キロ短縮され、しかも全線工事は未完成のまま中止されているが、同河川は計画全延長を完成しない限り、施行した工事の効果も十分發揮し得ないのみか、沿岸農民はきわめて多大な損害を受けることとなる。ついでには、牛首別川の改修工事をすみやかに施行されたいというのである。
二、請願の議決理由
災害防除の見地より早急に施行する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の決議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。

昭和三十年十二月十六日
建設委員長 徳安 實藏
衆議院議長益谷秀次殿

茂呂橋架設に関する請願
(請願者 北海道中川郡豊頃村長大橋佐七)(本名武君紹介)(第九九号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
茂呂橋は昭和二十八年に於いて中央部三百三十メートルを完成し、両端は盛土を行ひ一応渡橋していたが、本年九月の水害によつて橋は水面に孤立し、二昼夜間交通がしや断され、これによる経済上および人心に及ぼした影響はきわめて大であり、このまま放置することはまことに遺憾である。ついでには、茂呂橋の架設を促進されたいというのである。

二、請願の議決理由
輸送力確保の見地より早急に施行する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の決議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十年十二月十六日
建設委員長 徳安 實藏
衆議院議長益谷秀次殿

十勝川の改修工事促進に関する請願
(請願者 北海道中川郡豊頃村長大橋佐七)(本名武君紹介)(第九九号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
十勝川治水工事は全十勝の一大要案事業であり、これが完成については官民一体となりしほは関係当局に陳情してきたが、遺憾ながらまだ完成されず、ことに同川下流の茂呂、大津川口間は出水ごとにはんらんし流域住民のこころむる被害はじん大であり、これが民生安定にまた食糧増産に及ぼす影響はきわめて多大である。ついでには、十勝川右岸築堤を左岸に並行して実施し、全工事をすみやかに完成されたいというのである。

二、請願の議決理由
災害防除の見地より早急に施行する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の決議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十年十二月十六日
建設委員長 徳安 實藏
衆議院議長益谷秀次殿

尼崎市災害防止対策確立等に関する請願
(請願者 兵庫縣尼崎市長薄井一哉)(山口丈太郎君紹介)(第九二二号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
兵庫縣尼崎市の地盤沈下は依然として休止することなく、年々沈下の一途をたどりつてあり、ひとたび台風来襲せんか同市はたちまち泥海と化し、きわめて憂慮すべき状態であるが、これが解決の根本問題は、日量九万トン余に上る地下水の制限によつて地層の圧密を防止しなければならず、その前提条件として工業用水道の設置は緊急を要する問題であるが、現今の同市の財政状態をもつてしてはいかんともし難い現状である。ついでには、同市の災害防止対策ならびに国土保全として工業用水道事業をすみやかに完成するため、半額国庫補助および長期低償等の予算措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由
災害防除の見地より早急に措置を講ずる必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の決議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十年十二月十六日
建設委員長 徳安 實藏
衆議院議長益谷秀次殿

津山市、桐原町間の道路改修工事施行に関する請願
(請願者 岡山県津山市市長井上義夫)(第一〇九号)及び同(請願者 岡山県津山市山下九十二番地東道津山佛前線改修期成会副会長山下正則)(第一〇九号)(小枝一雄君紹介)(第一〇九号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
津山市、桐原町間の道路改修工事施行は、津山市を起点とし、備前町を終点とする主要地方道であつて、同地方産業、経

二、請願の議決理由
輸送力確保の見地より早急に施行する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の決議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十年十二月十六日
建設委員長 徳安 實藏
衆議院議長益谷秀次殿

宮崎県道高岡高鍋線は、東諸郡および児湯郡中部を南北に縦走する重要路線であるが、同路線に架けられた本庄橋は、老朽橋に加えて延長が長いため、しばしば流失、地方産業の発展等に多大の支障を与えている。ついでには、本庄橋を早急に永久橋に架替せられたいというのである。

二、請願の議決理由
輸送力確保の見地より早急に施行する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の決議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十年十二月十六日
建設委員長 徳安 實藏
衆議院議長益谷秀次殿

津山市、桐原町間の道路改修工事施行に関する請願
(請願者 岡山県津山市市長井上義夫)(第一〇九号)及び同(請願者 岡山県津山市山下九十二番地東道津山佛前線改修期成会副会長山下正則)(第一〇九号)(小枝一雄君紹介)(第一〇九号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
津山市、桐原町間の道路改修工事施行は、津山市を起点とし、備前町を終点とする主要地方道であつて、同地方産業、経

済の発展に重要な影響を及ぼしているが、同道の中津山市、横原町間約九キロ間の道は著しく荒廃し、しかも幅員はきわめて狭い。そのため、大型車は不通となり交通上危険なまじない状態となつてゐる。ついで、津山市、横原町間の道路をすみやかに改修されたといふのである。

二、請願の議決理由
輸送力確保の見地より早急に施行する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和三十年十二月十六日
建設委員長 徳安 實藏
衆議院議長益谷秀次殿

一、請願の要旨及び目的
国道二号線の内岡山県地内における未改修道路は約四十七キロに及び、兵庫、広島、山口の三県に比して改修率は最下位となつてゐるが、ことに岡山県以東東境三石船板峠に至る間は幅員狭小の上、屈曲多く、しかも路面の荒廃はなほ甚しく、これがため大型トラック輸送等に多大な支障をきたし、産業経済等に重大な影響を与えてゐる実情にある。ついで、岡山市、三石船板峠間の道路改修工事をすみやかに施行されたいといふのである。

二、請願の議決理由
輸送力確保の見地より早急に施行する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和三十年十二月十六日
建設委員長 徳安 實藏
衆議院議長益谷秀次殿

た。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

三、請願の議決理由
三陸沿岸国道の整備促進等に関する請願(請願者 宮城県議会議員遠藤実外一名)(淡谷悠蔵君紹介)(第一五〇号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
八戸市より仙台市に至る二級国道(第百十一号路線)に対し、北海道と同様に道路法第八十八条の特別の措置を講ぜられて、道路に関する費用の全額を国庫負担によつてすみやかに整備改良を実施されたい。なお、八戸市を起点とし、大沢、六ヶ所、東浦、田名部、大畑、大岡佐井ならびに鰺野沢を経て川内に至る路線をも国道に指定せられ、すみやかに整備改良されたいといふのである。

二、請願の議決理由
輸送力確保の見地より早急に施行する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和三十年十二月十六日
建設委員長 徳安 實藏
衆議院議長益谷秀次殿

国道十九号線の改修工事施行に関する請願(請願者 長野県議会議員原武)(原武君紹介)(第一五一号)、同(請願者 長野県松本市議員小沢小次郎)(小沢正一君紹介)(第一九八号)に関する報告書

二、請願の議決理由
災害復旧の見地より早急に措置を講ずる必要があるものと認め、よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

一、請願の要旨及び目的
国道十九号線中、塩尻から岐阜県境に至る区間の改修について、従来再三要請してゐるが、鳥居峠トンネル以外、全線にあたり遅々として進みよくない現状である。同線は名古屋と新潟とを結ぶ重要な路線で、これが改修は中部地帯の幹線横断道路として近時交通量の増大している現状と、また一方木曾谷を中心とする同地方の産業経済観光等の開発のためにも必須の要件である。ついで、木曾川水系総合開発の一環として、同路線の改修をすみやかに実施されたいといふのである。

二、請願の議決理由
輸送力確保の見地より早急に施行する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和三十年十二月十六日
建設委員長 徳安 實藏
衆議院議長益谷秀次殿

一、請願の要旨及び目的
災害復旧のための資金融資に関する請願(請願者 宮崎県議会議員長井清義)(相川勝六君外五名紹介)(第一六五号)に関する報告書

二、請願の議決理由
災害復旧の見地より、早急に施行する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

二、請願の議決理由
災害復旧の見地より早急に措置を講ずる必要があるものと認め、よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

一、請願の要旨及び目的
宮崎県の土木災害復旧工事促進に関する請願(請願者 宮崎県議会議員長井清義)(相川勝六君外五名紹介)(第二〇〇号)に関する報告書

二、請願の議決理由
被災家はきわめて大きく、土木災害は実に十一億五千六百余万円に上り、県民の生活に与えた打撃は深刻なものがあつたので、土木施設の復旧はとくに緊急を要するも、極度にひつ迫した地方財政では応急工事をすみやかに実施されたいといふのである。

二、請願の議決理由
災害復旧の見地より、早急に施行する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和三十年十二月十六日
建設委員長 徳安 實藏
衆議院議長益谷秀次殿

台風二十二号による被害家屋特別被害者に対する請願(請願者 宮崎県議会議員長井清義)(相川勝六君外五名紹介)(第二〇二号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
宮崎県における台風二十二号による被害は、建築物四十五億六千万円に達し、家屋四千六百六十六戸に達し、なかんずく一般住宅は三十二億四千万円に達しているが、県民は積年の災害で経済が著しくひつ迫し、自力による早期復旧は困難である。ついで、住宅金融公庫に対する災害住宅の特別わくの拡大と、融資対象地域の拡大措置を講ぜられたいといふのである。

二、請願の議決理由
被害家屋復旧の見地より早急に措置を講ずる必要があるものと認め、よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和三十年十二月十六日
建設委員長 徳安 實藏
衆議院議長益谷秀次殿

一、請願の要旨及び目的
宮崎県下の台風二十二号による建築物の被害は四十五億六千四百四十四万円に達し、なかんずく住宅の被害は三十二億四千万円に達しているが、これが早急なる復旧を図るには、公営住宅の特別わくによる融資がなくしては困難と考えるので、被害住宅の新築ならびに増築に対して特別わくを割当てられたいといふのである。

二、請願の議決理由
被害家屋復旧の見地より早急に措置を講ずる必要があるものと認め、よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和三十年十二月十六日
建設委員長 徳安 實藏
衆議院議長益谷秀次殿

たのむかたわらふ言被害が埒大の

人々としがたい実情である。

Table 1

Parameter	Value
α	0.05
β	0.05
γ	0.05
δ	0.05
ϵ	0.05
ζ	0.05
η	0.05
θ	0.05
ι	0.05
κ	0.05
λ	0.05
μ	0.05
ν	0.05
ξ	0.05
$\omicron$	0.05
π	0.05
ρ	0.05
σ	0.05
τ	0.05
υ	0.05
ϕ	0.05
χ	0.05
ψ	0.05
ω	0.05
φ	0.05
η	0.05
θ	0.05
ι	0.05
κ	0.05
λ	0.05
μ	0.05
ν	0.05
ξ	0.05
$\omicron$	0.05
π	0.05
ρ	0.05
σ	0.05
τ	0.05
υ	0.05
ϕ	0.05
χ	0.05
ψ	0.05
ω	0.05
φ	0.05
η	0.05
θ	0.05
ι	0.05
κ	0.05
λ	0.05
μ	0.05
ν	0.05
ξ	0.05
$\omicron$	0.05
π	0.05
ρ	0.05
σ	0.05
τ	0.05
υ	0.05
ϕ	0.05
χ	0.05
ψ	0.05
ω	0.05
φ	0.05
η	0.05
θ	0.05
ι	0.05
κ	0.05
λ	0.05
μ	0.05
ν	0.05
ξ	0.05
$\omicron$	0.05
π	0.05
ρ	0.05
σ	0.05
τ	0.05
υ	0.05
ϕ	0.05
χ	0.05
ψ	0.05
ω	0.05
φ	0.05
η	0.05
θ	0.05
ι	0.05
κ	0.05
λ	0.05
μ	0.05
ν	0.05
ξ	0.05
$\omicron$	0.05
π	0.05
ρ	0.05
σ	0.05
τ	0.05
υ	0.05
ϕ	0.05
χ	0.05
ψ	0.05
ω	0.05
φ	0.05
η	0.05
θ	0.05
ι	0.05
κ	0.05
λ	0.05
μ	0.05
ν	0.05
ξ	0.05
$\omicron$	0.05
π	0.05
ρ	0.05
σ	0.05
τ	0.05
υ	0.05
ϕ	0.05
χ	0.05
ψ	0.05
ω	0.05
φ	0.05
η	0.05
θ	0.05
ι	0.05
κ	0.05
λ	0.05
μ	0.05
ν	0.05
ξ	0.05
$\omicron$	0.05
π	0.05
ρ	0.05
σ	0.05
τ	0.05
υ	0.05
ϕ	0.05
χ	0.05
ψ	0.05
ω	0.05
φ	0.05
η	0.05
θ	0.05
ι	0.05
κ	0.05
λ	0.05
μ	0.05
ν	0.05
ξ	0.05
$\omicron$	0.05
π	0.05
ρ	0.05
σ	0.05
τ	0.05
υ	0.05
ϕ	0.05
χ	0.05
ψ	0.05
ω	0.05
φ	0.05
η	0.05
θ	0.05
ι	0.05
κ	0.05
λ	0.05
μ	0.05
ν	0.05
ξ	0.05
$\omicron$	0.05
π	0.05
ρ	0.05
σ	0.05
τ	0.05
υ	0.05
ϕ	0.05
χ	0.05
ψ	0.05

災害防除の見地より早急に施行

[illegible]

糠平、上山間の道路開さく、に開する請願(請願者 北海道河東郡上士幌町長鈴木泰助外一名)(本名武君紹介)(第二五八号)及び同(請願者 北海道河東郡上士幌町議會議長寺門小太郎)(森三樹二君紹介)(第五三四号)に開する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道河東郡上士幌町に位置する国有林は建築復興資材の生産地として年々十五万石余を産出し、奥地三股および幌加には、それぞれ常時二万石を消化し得る製材工場が設備されているが、糠平以北幌加、三股に至る十七キロ間に道路がなく、わずかに一日三往復にすぎない国鉄路線をもつてしては、奥地一帯よりの木材搬出は困難を極めており、加えて同地帯は大雪山国立公園地帯となつていて、交通不便のため開発できない現状である。ついで、糠平、三股、上山間にすみやかに、道路を敷設されるよう特段の措置を講ぜられたいとののである。

二、請願の議決理由

輸送力確保のため早急に施行すべきものと認める。よつて本請願はこれを議院の會議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十年十二月十六日

建設委員長 徳安 實藏
衆議院議長益谷秀次殿

国道岡山松江線外二箇路線の道路改修工事施行に關する請願(請願者 島根県米子市中町二十番地野村實治外一名)(足島龍三君紹介)(第三〇二二号)に關する報告書

米子線、県道米子、石見線は、米子市を起点として日野郡を縦断し、山陰、山陽を結ぶ重要路線であるが、その維持状態はきわめて悪く、加えてその大部分は幅員狭あい、自動車交通に多大の支障をきたし、これがため産業、文化向上に、いかに大きな影響を及ぼしている。ついで、国道岡山、松江線外二箇路線の道路改修工事施行されたいとののである。

二、請願の議決理由

輸送力確保のため、早急に施行すべきものと認める。よつて本請願はこれを議院の會議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十年十二月十六日

建設委員長 徳安 實藏
衆議院議長益谷秀次殿

東頸城郡の地すべり対策事業促進に關する請願(請願者 新潟県東頸城郡安塚町東頸城郡町村會長佐々木秀琢外五名)(田中彰治君紹介)(第三〇二二号)に關する報告書

一、請願の要旨及び目的

新潟県東頸城郡下は、全国でもまれなる地すべり地帯で、大正十年以来これが復旧工事を施行してゐるが、近年の森林の荒廃と降雨、降雪による気象条件の悪化等から、被害地が年々拡大するとともに、さらにあらたな地すべりが発生し、その被害は森林、耕地、道路、宅地、家屋等に及び、郡民は暗然としている。ついで、根本的地すべり対策を促進されたいとののである。

會議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十年十二月十六日

建設委員長 徳安 實藏
衆議院議長益谷秀次殿

東頸城郡の道路改良工事等促進に關する請願(請願者 新潟県東頸城郡安塚町東頸城郡町村會長佐々木秀琢外五名)(田中彰治君紹介)(第三〇三三三号)に關する報告書

一、請願の要旨及び目的

新潟県東頸城郡下の道路交通は、道路ならびに河川改良の不完全なため、豪雪、多雨、地すべり等気象、地形、地質上の悪条件と相まつて、つねに不安な状態に置かれてゐる。ついで、同郡下の国庫補助道路改良工事ならびに河川改良工事を促進されたいとののである。

二、請願の議決理由

災害防除の見地より早急に施行する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の會議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十年十二月十六日

建設委員長 徳安 實藏
衆議院議長益谷秀次殿

東頸城郡下橋りより、を永久橋に架替へる請願(請願者 新潟県東頸城郡安塚町東頸城郡町村會長佐々木秀琢外五名)(田中彰治君紹介)(第三〇四四号)に關する報告書

によると、全橋りより、に対する木橋の比率は、幹線道路である府県道のみで六十九パーセントを占め、腐朽はなほだしく、ほとんど荷重制限され危険の上もない状態にある。ついで、同郡下の橋りよりをすみやかに永久橋に架替へられたいとののである。

二、請願の議決理由

輸送力確保の見地より早急に施行する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の會議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十年十二月十六日

建設委員長 徳安 實藏
衆議院議長益谷秀次殿

米代川の上流部及び引欠川を直轄区域に再編入する請願(請願者 秋田県大館市長佐藤敬治)(石田博英君紹介)(第三〇五五号)に關する報告書

一、請願の要旨及び目的

米代川上流部真中橋から扇田橋に至る区域は、直轄区域であつたが、昭和二十二年一定改修を完了したもので、一応築堤工事が完了したものと見て、昭和二十七年直轄区域から除外されたが、同工事はまだ不完全で、この水ごとに関係住民は不安を感じてゐる。また真中橋の左岸に流入する引欠川は、この水時米代川の逆流によりかならず耕地に浸水し、收穫皆無の被害を受けてゐる。ついで、米代川真中橋から扇田橋の地点までの旧直轄区域に加えて、いまだ無堤防である扇田橋までの地点を、直轄区域に編入されたいとののである。

二、請願の議決理由

災害防除の見地より早急に施行する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の會議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

二、請願の議決理由
災害防除の見地より早急に施行する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の會議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十年十二月十六日

建設委員長 徳安 實藏
衆議院議長益谷秀次殿

大淀川の下流域の改修工事促進等に關する請願(請願者 宮崎市長島通子宮崎市役所内大淀川治水協力會長戸商安平外四十三名)(片島港君紹介)(第三〇六六号)に關する報告書

一、請願の要旨及び目的

政府においては、昭和二年以来大淀川流域に對する河川改修工事の施行を開始し、年々これを継続して現在に至つてゐるが、下流部の工事は、上流部に比し著しく進まなかつた。これは、一、一朝降雨に際しては、河川はんらんし、沿岸住民は多大な被害をこうむつてゐる現状にある。ついで、(二)昭和三十一年度予算においては、大淀川下流部改修工事を大に増額すること、(三)宮崎港の築港完成に關する年次計画に基づき、昭和三十一年度予算より、国庫補助を計上されたいとののである。

二、請願の議決理由

災害防除の見地より早急に施行する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の會議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

昭和三十一年十二月十六日 衆議院議事録

新井川下流の改修工事促進に関する請願(請願者 岡山県知事 三木行治外一名) 第三五五号 第三五五号に附する報告書

一、請願の要旨及び目的

新井川下流と、長野県飯山地方との商業取引は近時活発化し、輸送力の増大が絶対に必要となつてゐるにもかかわらず、早道新井飯山線の状態は著しく悪く、これがため輸送に重大な支障をきたしてゐる。しかるに地方官は極度にひつ迫してゐるのではとんどこれが補修の完成は期しがたい実情にある。ついで、早道新井飯山線の改修工事を国費をもつて施行されたいとの要である。

二、請願の議決理由
輸送力確保の見地より早急に施行する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の決議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

昭和三十一年十二月十六日
建設委員長 徳安 實藏
衆議院議長益谷秀次殿
災害復旧事業費の国庫補助に關する請願(請願者 札幌市議会 議長福島利雄)(町村金五君紹介)(第三五三三号)に關する報告書

一、請願の要旨及び目的
災害復旧事業に對する国庫補助に關し、次記各項の措置をすみやかに講ぜられたいとののである。(一)災害防止のための維持修繕事業をも、補助の対象とするこゝと、(二)補助の対象となる災害復旧事業については、被災前の原形復元部分に止まらず、強化拡充のための部分に對しても助成すること、(三)補助適用除外の範囲を

二、請願の議決理由
災害防止の見地より早急に措置を講ずる必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の決議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

昭和三十一年十二月十六日
建設委員長 徳安 實藏
衆議院議長益谷秀次殿
低家賃民住宅建設の請願(請願者 札幌市議会議長福島利雄)(町村金五君紹介)(第三五四号)に關する報告書

一、請願の要旨及び目的
現在の住宅不足は相当深刻なものがあつて、今政府が行つてゐる住宅建設も、絶対量の不足と高額の家賃により、これに依存できない住宅困窮者が多いので、住宅難を解消して民心の安定を図る低家賃民住宅の建設は、現下の急務となつてゐる。ついで、低家賃民住宅の建設を強力に推進されたいとの要である。

二、請願の議決理由
住宅難緩和の見地より、早急に対策を講ずる必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の決議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

昭和三十一年十二月十六日
建設委員長 徳安 實藏
衆議院議長益谷秀次殿
街路改修のための財政措置に關する請願(請願者 札幌市議会 議長福島利雄)(町村金五君紹介)(第三五六号)に關する報告書

三、請願の要旨及び目的
三陸沿岸地帯が、水、林、鉱、農等の豊富な資源に恵まれながら、空しく未開発の宝庫として取残されてゐるの、一に交通網の不備によるもので、さきに国土総合開発法によつて指定された、北上特定地域の開発事業も着々進み、よくをみつめるおきから、三陸沿岸地帯の道路網の整備は、緊急を要する問題である。ついで、八戸市より仙台市に至る二級国道を、北海道と同様、道路法第八十八条の特例措置を講じ、すみやかに国庫負担による整備改修を実施

二、請願の議決理由
都市建設のため、早急に対策を講ずる必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の決議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

昭和三十一年十二月十六日
建設委員長 徳安 實藏
衆議院議長益谷秀次殿
三陸沿岸国道の整備促進に關する請願(請願者 宮城県知事 宮城首五郎外一名)(愛知揆一君紹介)(第三五八号)に關する報告書

一、請願の要旨及び目的
吉井川下流改修工事は、昭和二十一年度に着手し、昭和三十一年度までにおいて全長計四の二五・七パーセントのしゅん功を見てゐるが、最近の状況は、鉄道工事の負担金の増大に伴い、堤防工事の進捗がよくは足踏状態にあり、沿岸住民の不安はきわめて多大である。ついで、これが工事の促進のため、昭和三十一年度における吉井川下流改修工事を二億五千万円以上確保されたいとの要である。

二、請願の議決理由
災害防止の見地より早急に措置を講ずる必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の決議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

二、請願の要旨及び目的
東北線一戸駅より約十メートルで二戸中央線入口ガードに達するが、延長二十・六メートルのガードは、歩道よりの高さが二・四メートルに過ぎず、一般自動車は運行困難なため、約一キロも回せざるを得なく、しかも大半が一戸駅構内貨物ホームの専用道路となつてゐるので、交通の不利不便はなだしい状況にある。ついで、右ガードの拡張工事を実施されたいとの要である。

二、請願の議決理由
輸送力確保の見地より早急に施行する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の決議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

昭和三十一年十二月十六日
建設委員長 徳安 實藏
衆議院議長益谷秀次殿
矢場川の改修工事促進に關する請願(請願者 栃木県足利郡御厨町大字瑞穂野持清平)(山口好一君紹介)(第四八三三号)に關する報告書

一、請願の要旨及び目的
矢場川改修工事の促進について、昭和二十五年より地元民一同関係当局に陳情のとも、総工費二億八千万円の予算をもつて、二十八年度から着工されることと

二、請願の議決理由
輸送力確保の見地より早急に施行する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の決議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

なつたが、二十八年年度六百万円、二十九年年度二百萬円のきん少なる予算を計上されたのみならず、施行箇所も中流の比較的效果の少ない地域に限られてゐる。ついで、三十年度は、下野田地先野田排水幹線北側より、姥川河口間を、まず施行するとともに、年度予算を五、六千万円を確保されたといふのである。

二、請願の議決理由

災害防除の見地より、対策を講ずる必要があると認める。よつて本請願はこれを議院の決議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十年十二月十六日

建設委員長 徳安 實藏

衆議院議長益谷秀次殿

栃木縣生連路道路の改修工事促進に關する請願(請願者 栃木市長大島定吉)山口好一君紹介(第四八四号)に關する報告書

一、請願の要旨及び目的

栃木市皆川地区を経て葛生町に通ずる道路は、昭和二十九年より八千五百萬円の予算をもつて、県営工事として改修に着手したが、二十九年年度および三十年年度合せて八百萬円にすぎないため、その進捗状況はいまだ四、五百メートルを完了したのみである。ついで、右道路の改修工事を促進するため、国庫補助金を交付されたといふのである。

請願の議決理由

災害防除の見地より、早急に

なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

昭和三十年十二月十六日

建設委員長 徳安 實藏

衆議院議長益谷秀次殿

馬渡大川原停車場線を産業道路に指定等の請願(請願者 宮崎県北諸郡西岳村長新盛寅太郎外一名)瀬戸山三男君紹介(第四八五号)に關する報告書

一、請願の要旨及び目的

宮崎県認定道路大川原、西岳村馬渡線財部町産業道路指定地区は、北諸郡西岳村の振興発展に重大なる影響を及ぼす重要路線にして、住民ひとしくすみやかなる着工を希望してゐる。ついで、同路線改修工事を促進するとともに、残余路線約十一キロの、同村地内路線も産業道路として指定されたといふのである。

二、請願の議決理由

輸送力確保の見地より早急に対策を講ずる必要があると認める。よつて本請願はこれを議院の決議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

昭和三十年十二月十六日

建設委員長 徳安 實藏

衆議院議長益谷秀次殿

直轄河川大淀川改修事業中上流部工事五箇年計画実施に關する請願(請願者 宮崎県都城市長瀬生昌作外二名)瀬戸山三男君紹介(第四八六号)に關する報告書

一、請願の要旨及び目的

災害防除の見地より、早急に

壊地帯で、雨量最も多く、しかも台風常襲地帯であるため、年々河床は上昇し、台風の時耕地の流失、埋没、家屋の流失、交通機関の絶等年々多大の被害を及ぼしてゐる。ついで、現在の大淀川の改修工事の進行状況では、今後二十数年を要することとなり、その間の被害を考慮すると、大きな損失となるから、五箇年計画をもつて上流部改修工事を実施されたいといふのである。

二、請願の議決理由

災害防除の見地より早急に施行する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の決議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

昭和三十年十二月十六日

建設委員長 徳安 實藏

衆議院議長益谷秀次殿

糖平、然別湖畔間に自動車道路建設の請願(請願者 北海道河東郡上士幌町議會議長寺門小太郎君外三名)森三樹二君紹介(第五三五号)に關する報告書

一、請願の要旨及び目的

大雪山系一帯は、雄大な山岳美と豪華な温泉を有する国立公園として、ここに糖平温泉と然別湖畔とを結ぶ延長十四キロの山道は、景観ひとしおすぐれているが、この奇勝絶景を探索するには、糖平温泉より峠六キロは坂分けの山道、峠より山田温泉の八キロはきこり道を有するのみにて、これは絶景を訪れんとするも不可能な現状にある。ついで、糖平、然別湖畔間に自動車道路を建

よつて本請願はこれを議院の決議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

昭和三十年十二月十六日

建設委員長 徳安 實藏

衆議院議長益谷秀次殿

海外同胞引揚及び遺家族援護に關する調査特別委員会

ソ連未帰還同胞の帰還促進に關する請願(請願者 京都市中京区東川通島丸西入在外同胞救出京都府留守家族同盟山久次郎外三名)小川半次君紹介(第五五号)に關する報告書

一、請願の要旨及び目的

日ソ交渉の再開に當つては、政府は引揚問題を初期の目的どおり分難優先し、全生存者の無条件早期帰還、消息不明者の調査究明に對する具体的方針の確立、死亡者の氏名公表と遺骨および遺品発送の取りきめ等、未帰還全同胞の問題に關する完全なる解決を図られたいといふのである。

二、請願の議決理由

日ソ交渉再開の氣運にある現状にかんがみ、本請願の要旨は妥當なものとして、本請願はこれを議院の決議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

昭和三十年十二月十六日

海外同胞引揚及び遺家族援護に關する調査特別委員長 原 健三郎

衆議院議長益谷秀次殿

市中糸野深沢則吉(下平正一君紹介)(第一六二二号)、同(請願者 長野縣議會議員山岸光治)(松平忠久君紹介)(第二二四号)、同(請願者 長野縣議會議員後藤武次郎)(井出一太郎君紹介)(第三八七号)に關する報告書

一、請願の要旨及び目的

現在なおソ連、中共地域における未帰還問題が解決せず、多数の同胞が生存を確認されながら残留を余儀なくされてゐるもの、あるいは戦犯に問われてゐるもの等、本人はもちろん留守家族の胸中は察するに余りある。ついで、ソ連および中共における死亡者、遺骨を含む全未帰還者について生死の資料を通報し、服役者についてはすみやかに釈放送還の措置をとられるとともに、在留同胞の帰還希望者はただちに帰還の機会を与え、また果敢戦犯の釈放についてもすみやかに解決するよう努力されたいといふのである。

二、請願の議決理由

日ソ交渉再開の氣運にある現下の國際情勢及び留守家族の心情等にかんがみ、本請願の要旨は、妥當なものとして、本請願はこれを議院の決議に付して採択すべきものと議決した。

昭和三十年十二月十六日

海外同胞引揚及び遺家族援護に關する調査特別委員長 原 健三郎

衆議院議長益谷秀次殿

衆議院議長益谷秀次殿

44P-44

昭和三十年十二月十六日
衆議院公議報追録

明治三十五年第三種郵便物認可
三月三十一日

定価 一部

十五円

発行所

東京都新宿区市谷本村町一五
大蔵省印刷局
電話九段四番一五五五官報課

